

例外的規定ニシテ前者ハ法律ノ適用上ニ錯誤アリタルトキ後者ハ事實ノ認定上ニ錯誤アリタルトキニ之ヲ許スモノトス然リト雖モ再審ハ通常上訴ノ如ク其事件全部ニ付キ審理ヲ求ムルコトヲ得サルモノニシテ唯或特定ノ事項ニ限り錯誤アルコトヲ指定シテ更ニ之ヲ審理ヲ請求スヘキモノトス

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル 確證アリタルトキ

第二 同一事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

（附義）再審ノ訴ハ確定判決ヲ動かサントスルモノナルヲ以テ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ許スヘキニ非サルヤ明ナリ故ニ法律ハ容易ニ之ヲ許サスシテ一定ノ制限ヲ設ケ其制限シタル事項ノ外ハ之ヲ適用ヲ擴張スルヲ得サラシム今左ニ其制限ニ付說明ヲ試ミン

第一 再審ノ訴ハ重罪又ハ輕罪ニ對スルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

再審ノ訴ハ重罪輕罪ニノミ對シ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニシテ違警罪ノ刑ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得サルナリ之レ法律上ヨリ考察スルトキハ違警罪ト雖モ固ヨリ一個ノ犯罪ナルモ其罪タルヤ極メテ輕微ニシテ重罪輕罪ノ如ク社會ヲ害シ徳義ヲ破ルモノニ非ラサレハ特ニ再審ヲ許スノ必要ヲ認メサルニ因ル

第二 再審ノ訴ハ刑ノ言渡ニ對スルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

刑ノ言渡ヲ爲ササル判決ニ對シテハ假ヘ被告人ノ利益ノ爲メニモ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス故ニ無罪若クハ免訴ノ裁判アリタル場合ニ於テハ決シテ之ヲ爲スヲ得サルモノトス又再審ノ訴ハ刑ノ言渡ニ對スルモノナルヲ以テ刑ニ關係ナキ點ニ於テ誤謬アリト雖モ之ニ對シテハ訴ヲ爲スコトヲ許ササルナリ

第三 再審ノ訴ハ被告人ノ利益ノ爲メナルコト

再審ノ訴ハ被告人ノ利益ノ爲メニノミ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニシテ被告人ノ不利益ヲ來スヘキ場合ニ於テハ之ヲ許ササルナリ例ヘハ被告人ハ窃盜トシテ刑ノ言渡ヲ受ケタルモ

事實強盜罪ヲ犯シ居リタル如キ場合ニ於テハ裁判所ノ認定シタル事實ハ錯誤ニシテ從テ其錯誤シタル事實ニ基キ刑ヲ言渡シタルモノナルモ之ニ對シテ再審ヲ許ストキハ被告人ノ利益ニ事實ノ錯誤ヲ匡正セサルヘカラサレハ如斯場合ニ於テハ再審ヲ許ササルナリ

第四 再審ノ訴ハ判決確定ノ後ナルコトヲ要ス
再審ノ訴ハ原判決力對席ナルト缺席ナルトナ間ハス其確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス若シ其判決ニシテ來タ確定セサルトキハ被告人ハ再審ノ訴ヲ爲ササルモ通常上訴ニヨリ判決ノ誤謬ニ對シ匡正ヲ求ムルコトヲ得ヘク又控訴ニシテ其目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ更ニ上告ヲ爲シテ其裁判ノ破毀ヲ求ムルコトヲ得ヘシ故ニ未確定ノ判決ニ對シテハ再審ノ必要モ存セサルナリ

以上四個ノ制限ニ從フニアラサレハ再審ノ訴ハ之ヲ爲スナ許ササルナリ然ラハ再審ノ訴ハ如何ナル理由ニ基キテ爲スコトヲ得ヘキカ本條ハ六個ノ事由ヲ列舉シ苟モ其一アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得サルモノトス以下簡單ニ其事由ニ付キ講究セン

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレタル者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

如斯場合ニ於テハ先ニ刑罰ノ言渡ヲ爲シタル基本全ク消滅ニ歸シテ毫モ犯罪ノ所爲ナキ無罪ノ人ナリ故ニ其事實判然タル以上ハ其行爲カ謀殺ニ出タルト故殺ニ出タルト又毆打ニ出タルト或ハ過失ニ出タルトナ間ハス再審ヲ求ムルコトヲ得セシメサルヘカラス

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ
此原因ニ付テハ二個ノ條件ヲ必要トス一ハ其事件カ同一ナルコトニシテ他ハ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アルコト之ナリ例ヘハ一個ノ事件ニシテ二個ノ判決アリテ一ハ甲ヲ以テ其犯人ナリトシ一ハ乙ヲ以テ其犯人ナリト爲シ共ニ刑ヲ言渡シタルトキハ此二個ノ判決ハ孰レカ一方正ニシテ一方非ナルモノナレハ其判決ニ人違アリト想像スルコトハ

雖カラサルヘシ故ニ再審ノ原因タルヘキナリ然リト雖モ此場合ニ於テハ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルコトヲ必要トス何トナレハ共犯ハ一箇ノ所爲ヲ二人以上ニテ犯スモノナレハ從テ同一ノ事件ニ付キ數人ヲ犯人トシテ處罰セサルヘカラス故ニ一人ニ對シテ刑ヲ言渡シタル判決力他ノ人ニ對シテ言渡シタル判決ヲ誤謬ナリトスルノ證トナルモノニ非ラサレハナリ

第三 犯罪アル以前ニ作りタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

犯罪ハ其性質ニヨリ犯人ノ其場合ニ在ルト否トハ何等罪ノ成立ニ關係セサルモノアリト雖モ殺人罪放火罪等ノ如キ犯人現ニ其犯罪ノ場所ニ在ルヲ要スルモノニ至リテハ其不在ハ犯罪ノ成立ヲ妨ケ無罪ノ原因タルモノナレハ被告人ヨリ犯罪ノ當時ハ他ノ場所ニ在リタルコトヲ犯罪事件以前ニ作製シタル公正證書ヲ以テ證明スルトキハ再審ノ理由アリトシテ之ヲ認メサルヘカラス

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニヨリ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノアリタルトキ
被告人無罪ナルニモ拘ハラス或者ヨリ不實ノ告訴ヲ受ケ爲メニ有罪トシテ刑ノ宣告ヲ受ケタル後偶不實ノ告訴ヲ爲シタルコト發覺シ被告人ヲ陷害シタルトシテ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノアルトキハ被告人ニ對シ刑ヲ宣告シタル裁判ハ誤謬ノ裁判ナレハ此場合ニ於テモ再審ノ原因アリトシテ之ヲ認メサルヘカラス

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ
訴訟記録ナルモノハ裁判官カ由テ以テ判決ヲ下ス基礎タルヘキモノナレハ若シ之ニ偽造又ハ錯誤アルコト明白ナルトキハ其判決モ從テ錯誤アリト云ハサルヘカラス故ニ此場合ニ於テハ再審ノ訴ヲ許ササルヘカラス然レトモ之ヲ證明スルニハ必ラス公正證書ヲ以テスヘキモノニシテ他ノ證據ニ據ルヲ許ササルナリ

第六 判決ノ證據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破棄セラレタルトキ
 刑事上ノ判決ハ往々民事ノ判決ヲ採用スルコトアリ然ルニ後ニ至リ之等民事上ノ判決カ他ノ判決ヲ以テ廢棄若クハ破棄セラレ消滅ニ歸シタルトキハ刑事裁判所カ由テ以テ判決ヲ下スノ基礎トシタル民事上ノ判決ハ遂ニ全ク不正若クハ不實ノモノト爲リ從テ判決モ亦誤認ナリト推定スルコトヲ得ヘシ故ニ其廢棄若クハ破棄ヲ言渡シタル判決ヲ以テ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ルナリ然レトモ此理由ニ依リ再審ノ訴ヲ爲スニハ其證據トナリタル判決ヲ廢棄若クハ破棄シタル判決ハ確定シタルコトヲ要スルナリ然ラサレハ民事ノ判決カ果シテ不正又ハ不實ニ出テタルモノナルヤ否ヤ未ダ知ルヘカラサレハナリ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

- 第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
 - 第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事
 - 第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル 上告裁判所ノ檢事但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコトヲ得ル者
 - 第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者
 - 第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬
- (講義)再審ノ訴ハ如何ナル者ヨリ之ヲ爲スヘキカ本條ハ之ヲ左ノ如ク定ム
- 第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事 檢事ノ職責ハ社會ノ公益ヲ保護シ正當ナル法律ノ適用ヲ請求スルコト固ヨリ至當ノ事ニ屬ス

適用ヲ請求スヘキモノナレハ再審ノ理由存スル場合ノ如キニ在テハ檢事ハ法律ニ從テ再審ヲ請求スルコト固ヨリ至當ノ事ニ屬ス

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事ハ其管轄區ノ裁判所檢事ヲ監督スルノ權限ヲ有スルモノナレハ再審ノ理由存スルトキハ假ヘ其裁判ニ自ラ干與セサルモ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ルハ至當ノコトナリ

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スヘシ 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事及ヒ之ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事ニシテ再審ノ訴ヲ爲シ得ル以上ハ制度上之等ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事ニ於テ此權ヲ有スルハ當然ノコトニ屬ス而シテ此檢事ハ司法大臣ノ命又ハ職權ヲ以テ再審ノ訴ヲ爲スモノナリ蓋シ司法大臣ハ自ラ再審ノ訴ヲ爲スノ權ヲ有セサルモ司法行政ノ全体ヲ管轄スル地位ニ立テルモノナレハ其裁判ニ錯誤アルコトヲ發見シタルトキハ上告裁判所ノ檢事ニ命シテ再審ノ訴ヲ爲サシムルコトヲ得ルナリ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者 再審ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲メニ許スモノナレハ其本人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ルハ當然ノコトト云フヘシ

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬 刑ノ言渡ヲ受ケタル者既ニ死去シタルトキハ再審ヲ爲スモ受刑者ニ對シテハ一ノ實益ナキカ如シト雖モ犯罪者タルノ名稱ハ社會萬人ノ嫌忌スル所ニシテ一旦其不名譽ヲ負フトキハ永ク人々ノ記憶ニ遺リ死後ト雖モ決シテ消滅スルコトナシ故ニ法律ハ其人ノ名譽上之ヲ回復シ一家ノ汚名ヲ除クノ方法則チ再審ヲ爲スノ權ヲ其親屬ニ許シタルナリ

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲

スコトヲ得

〔講義〕再審ノ訴ハ既ニ確定シタル刑ノ言渡ヲ取消スヲ以テ目的ト爲スモノナレハ其言渡ヲ受ケタルモノハ假ヘ其刑消滅スルモ何等期間ノ制限ヲ受クルコトナク自由ニ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス之レ普通上訴ト大ニ趣チ異ニスル處ナリ

第三百四條

再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ 原判決ノ謄本及ヒ 證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ 訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

〔講義〕再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ趣意書則チ刑ノ言渡ヲ受ケタル事件ニ付キ再審ヲ求ムルノ目的及ヒ理由ヲ記載シタルモノニ原判決ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ 原裁判所トハ第一審ニテ確定シタル判決ニ對スル再審ノ訴ヲ爲ストキハ其第一審裁判所ニシテ第二審ノ確定判決ニ對シテハ其第二審裁判所ヲ云フ併第一審第二審ヲ經上告アリタル後確定シタル判決ニ對スル再審ノ訴ニ付テハ原裁判所ハ上告裁判所ニ非スシテ第二審裁判所ナルナリ何トナレハ再審ハ事實ニ對スル訴ニシテ上告裁判所ハ事實ニ對シテ訴ヲ受クルコトヲ得サレハナリ原裁判所再審ノ趣意書等ヲ受理シタルトキハ之ヲ檢事ニ送付シ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出スヘキモノトス

與上述ヘタル所ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者及ヒ其親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲スニ付テノ手續ナルモ 原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事力自ラ爲ス場合ハ之ト異リテ本條第三項ノ規定ニ從ヒ 趣意書并ニ原判決ノ謄本及ヒ證據書類ヲ止告裁判所ノ檢事ニ差出スヘキモノトス

第三百五條

上告裁判所ニ於テハ檢事ノ 請求ニ因リ速ニ 受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

〔講義〕上告裁判所ハ檢事ヨリ事件審理ノ請求アリタルトキハ第一着手トシテ受命判事一名ヲ任シテ再審申立人ノ差出シタル趣意書并ニ之ニ添ヘタル原判決ノ謄本及ヒ證據書類ニ基キテ其 委細ノ取調ヲ爲シ其結果ニ付キ報告ヲ爲サシムヘキモノトス

第三百六條

上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ 報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲ス可シ

〔講義〕既ニ述ヘタル如ク再審ノ訴ハ確定シタル裁判ノ効力ヲ破ルヲ以テ目的ト爲スモノナレハ之ヲ判決スルニハ其手續ヲ鄭重ニセサルヘカラス故ニ上告裁判所ニ於テ再審ノ訴ヲ判決スルニハ第一ニ受命判事ノ報告ヲ聽キ第二ニ檢事ノ意見ヲ聽クヘキモノトス若シ此方式ニ違ヒタルトキハ其判決ハ常ニ不完全タルヲ免レサルナリ

第三百七條

上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ 原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡シ其 事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ 其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ 裁判ヲ爲ス可シ

(講義) 上告裁判所ニ於テ再審ノ理由アリト認めタル時ハ原判決ノ不當ナルコト明瞭ナレハ之ヲ破棄シテ其判決ヲ無効ナラシメ更ニ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シ上告裁判所ハ事實裁判所ニ非ラサレハ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ事實裁判所ニ移送スヘキモノトス而シテ公訴及ヒ私訴ニ付再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡ス所以ハ蓋シ私訴ハ常ニ公訴ト連命ヲ共ニスヘキモノナレハ若シ公訴ニシテ無罪ナルトキハ私訴ニ付テ責任アリト言渡サレタル判決モ自ラ存在スルコトヲ得ヘカササルニ至レハナリ然ラハ其事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ如何ナル手續ニ從ヒ審理スヘキカ本條未項ハ之ヲ規定シテ曰ク通常ノ規定ニ從ヒ裁判所爲スヘシト故ニ區裁判所ハ通常區裁判所ノ理由スヘキ規定ニ從ヒ又地方裁判所ハ地方裁判所ノ理由スヘキ規定ニ從ヒ其事件ヲ審理スレハ足レリ蓋シ原裁判所破毀シタル以上ハ其事件ハ未タ嘗テ裁判ヲ經サルト同一ノ形狀ニ回復スルモノナレハ何等上告裁判所ノ判決ニ拘束セラレルコトナク自由ナル判決ヲ爲シ得ルナリ

第二百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ理由アルコトヲ認めタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

(講義) 本條ハ死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ付キ規定シタルモノニシテ前條ノ例外ニ屬ス普通ノ場合ニ於テハ上告裁判所ニ於テ再審ノ理由アリト認めタルトキハ原判決ニ瑕瑾アルコト勿論ナルモ未タ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノハ全然無罪ナリト速断スルコトヲ得サレハ事實裁判所ヲ訊問及ヒ口頭辯論ヲ爲サシメ以テ其實事ヲ明晰ナラシムヘキモ刑ノ言渡ヲ受ケタル本人ニシテ既ニ死去シタル後ナルトキハ之ヲ九泉ニ呼起シ以テ事實ヲ調査シ得ヘキニ非ラス故ニ上告裁判所ハ再審ノ理由アリト認めタルトキハ其事件ヲ事實裁判所ニ移スコト

ナク單ニ原判決ヲ破毀スルニ止メ其事實ノ錯誤ヲ顯示シテ以テ死者ノ名譽ヲ回復セシムヘキモノトス

第二百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

(講義) 再審ノ訴ハ單ニ刑罰ヲ免ルルヲ以テ目的トスルモノニアラスシテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ汚名ヲ根本ヨリ洗滌スルヲ唯一ノ目的トスルモノナレハ上告裁判所ニ於テ原判決ヲ破毀シ他ノ裁判所ニ其事件ヲ移送シ移送ヲ受ケタル裁判所審理ノ結果無罪ノ言渡ヲ爲シタルトキ及ヒ死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シ其原因アリトシテ原判決ヲ破毀シタルトキハ其者ノ名譽ヲ回復セシムル爲メ其判決ヲ社會ニ公表シ公衆ヲシテ永ク無罪ノ人タルコトヲ知ラシメサルヘカラス

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

(講義) 大審院ハ法律ノ統一ヲ唯一ノ目的トスレハ法律ノ點ニ付キ判決ヲ與フルコトアルモ事實ノ點ニ付キ審理セサルヲ原則トス然レトモ社會ニ重大ナル關係ヲ有スル事件ニ付テハ普通事件ト同視スルヲ得サルモノアリ故ニ法律ハ大審院ニ特別ナル權限ヲ附與シ之等重大事件ヲ審理セシムルコトトセリ本編ハ實ニ其特別權限ニ對スル特別ナル訴訟手續ヲ規定シタルナリ

第三十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其捜査ヲ爲ス可シ

大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ捜査ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

(附註)裁判所構成法第五十條第二號ニ依レハ大審院ハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一 皇室ニ對スル重罪

第二 國事ニ關スル重罪

第三 皇族ノ犯シタル犯罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノ

右第一乃至第三ハ大審院ノ特別權限ニ屬スルモノニシテ大審院ハ第一審ニシテ終審トシテ豫

審及ヒ裁判ヲ爲スモノトス

大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ノ捜査ハ何人ニ於テ之ヲ爲スヘキカ本條第一項ハ之ヲ規定シテ曰ク檢事總長其捜査ヲ爲スヘシト之レ蓋シ豫審及ヒ裁判ヲ如何ニ鄭重ニスルモ其犯罪ノ捜査及ヒ起訴ニシテ鄭重ヲ缺ケハ法律力大審院ノ特別裁判權ヲ設定シタル精神ヲ貫徹スル能ハサルヲ以テ犯罪ノ捜査モ之ヲ下級裁判所檢事ニ任セスシテ檢事總長ニ一任シタルナリ然ラハ大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ獨リ檢事總長ノミ之ヲ捜査ヲ爲スヘク他ノ檢事ハ一切之ニ關與スルコトヲ得サルカ本條第二項ハ之ヲ規定シテ曰ク地方裁判所ノ檢事區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦檢事總長ヲ補助シテ捜査ヲ爲スヘシト然レトモ捜査處分ノ權限ハ全ク檢事總長ニ屬シ他ハ單ニ之ヲ補助スルニ過キサレハ其結果ハ必ス檢事總長ニ報告スヘキモノトス

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百十四條及ヒ第四百十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ

得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

(附註)現行犯ノ場合ニ於テハ普通事件ト雖モ檢事、司法警察官ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得ルハ既ニ述ヘタル處ナルカ大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テモ現行犯ノ場合ニハ亦同シク檢事及ヒ司法警察官ヲシテ豫審處分ヲ爲サシムルノ必要アリ然ラサレハ犯人爲メニ逃亡シ證據爲メニ湮滅スルノ恐レアルノミナラス之ヲ緩慢ニ付スルトキハ其犯罪ヨリ生スル害メ毒爲ニ計ルヘカラサルモノアルニ至ラン故ニ本條ハ前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ普通事件ニ於ケルカ如ク第四百十四條第四百十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得ト規定シタルナリ而シテ豫審判事ニ通知スルヲ要セサル所以ハ元來大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長ニ於テ其事件ヲ起訴スヘキモノト認メタルトキニ豫審判事ヲ命スヘキコトヲ大審院長ニ請求シ始メテ定マルモノニシテ犯罪ノ發生以前ヨリ常ニ豫審判事ノ定マリ居ルニ非サレハ豫審處分ヲ通知スルハ事實不可能ナレハナリ

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

(附註)檢事及ヒ司法警察官ニ於テ前條ニ從ヒ豫審判事ニ屬スル處分ヲ行フタルトキハ如何ナル手續ヲ爲スヘキカ本條ハ之ヲ規定シテ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事總長ニ送致スヘキモノトセリ蓋シ大審院ノ特別權限ニ屬スル現行犯ヲ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ニ於テ豫審處分ヲ行フハ決シテ當然ノ職務上ヨリ然ルニアラスシテ唯其事件ノ急速ニシテ正當ノ手續ニ依ル能ハサルヲ以テ一個ノ便法ヲ設ケタルニ過キス其事件ヲ起訴權ハ一ニ檢事總長ノ權限内ニ屬スルモノナレハ地方裁判所檢事ハ必ス其證據書類ニ自

己ノ意見書ヲ添へ速カニ之ヲ檢事總長ニ送致セサルヘカラサルナリ而シテ區裁判所檢事及ヒ司法警察官ハ其證據書類ヲ地方裁判所ニ送致スレハ足ルモノニシテ地方裁判所檢事ハ更ニ之ヲ檢事總長ニ送致スヘキモノトス

第二百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

(講義)大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付キ檢事總長ニ於テ捜査ヲ終リタルトキハ先ツ其事件ヲ起訴スヘキモノナルヤ否ヤヲ判断セサルヘカラス而シテ若シ起訴スヘカラサルモノト認メタルトキハ自己ノ職權ヲ以テ其事件ヲ不問ニ付シ又大審院ノ特別權限ニハ屬セサルモ下級裁判ニ屬スルモノトスル時ハ下級裁判所ノ檢事ニ移送シテ起訴セシムヘク若シ又其事件ハ大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴スヘキモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命スヘキコトヲ大審院長ニ請求セサルヘカラス之レ普通ノ犯罪ト異ル所ニシテ普通ノ事件ニ在テハ豫審判事ハ常に定リ居ルヲ以テ檢事ハ唯其豫審判事ニ豫審ヲ求ムレハ足ルヘキモ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ在テハ常に豫審判事ヲ定メ置カス其事件ノ發生シタル毎ニ大審院長ヨリ命スヘキモノナレハ檢事總長ハ起訴ト同時ニ豫審判事ノ任命ヲ請求セサルヘカラサルナリ

第二百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

(講義)特別事件ニ付キ大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ第六十七條以下ニ定メタル通常ノ豫審手續ニ從ヒ豫審ヲ爲スヘキモノニシテ其結果最早他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ其訴訟記録ニ自己ノ意見ヲ添付シ之ヲ大審院ニ差出スヘキモノトス之レ特別事件ニ付テハ豫審判事ハ普通事件ノ如ク豫審決定ヲ爲スノ權能ヲ有セサレハナリ

第二百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ又第六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

(講義)大審院長ノ任命シタル豫審判事カ訴訟記録ニ意見ヲ付シ之ヲ大審院ニ差出シタルトキハ大審院ハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付スヘキヤ否ヤヲ決定スヘキナリ之レ特別事件ハ國家ノ安危人民ノ休戚ニ關スルコト至大ニシテ輕々視スヘカラサレハ特ニ其手續ヲ嚴ニシ苟モ疏漏謬誤ノコトアリテ再ヒ回復スヘカラサルノ患ヲ招クカ如キコトナキナ期シタルニ外ナラサルナリ而シテ其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シテ其事件ヲ其裁判所ニ送致ス可ク若シ又特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキ之ヲ例ヘハ其事件ハ陸海軍ノ軍法會議ニテ審問裁判スヘキモノニシテ普通裁判所ノ管轄スヘキモノニアラスト認メタル場合ノ如キハ決定ヲ以テ管轄違ヲ言渡スヘ

ク若シ又其事件カ第六十五條第一乃至第六ノ場合ニ該當スヘキモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノナリ

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

(附義)大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續ハ通常訴訟手續ト異ルモノノミチ規定シタルモノニシテ全体ノ訴訟手續ヲ規定シタルモノニアラサレハ前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審公判ノ手續ハ第三編第四編ノ手續ヲ準用スヘキモノトス故ニ特別事件ニ付テモ普通事件ト同シク缺席判決ニ關スル故障及ヒ再審ノ如キモノヲ爲スコトヲ得ルナリ

第八編 裁判執行

(附義)本編ハ裁判執行ニ關スル事項ヲ規定シタルモノナルモ之等ハ訴訟手續ニアラスシテ全ク訴訟終了後ニ於ケル裁判ノ執行ニ關スル事項タリ今之ヲ刑事訴訟法中ニ規定シタルハ聊カ其位地ヲ誤リタルヤノ觀ナキニアラサルモ之等ハ孰レモ皆裁判ノ効果ニ屬スルモノニシテ訴訟法ト密接ノ關係ヲ有スレハ立法者ハ之ヲ分離シテ他ノ法律中ニ編入スルノ不便ヲ慮リ便宜上特ニ本法中ニ編入シタルモノナランカ

第一章 裁判執行

(附義)裁判執行トハ裁判所カ被告人ニ對シテ言渡シタル趣旨ニ基キテ實際ニ之ヲ履行スルノ義ニシテ裁判言渡ハ單ニ犯罪ノ有無刑罰ノ程度ヲ表示スルニ止マリ直接刑罰ノ目的ヲ達シ得ルモノニアラサレハ實際ニ之ヲ執行シテ其効果ヲ收ムルニハ他ニ嚴正確實ナル執行方法ノ設ケ

ナカルヘカラス否ラサレハ如何ナル善良ノ裁判モ遂ニハ無用ノ長物ニ歸センノミ之レ實ニ本章ノ規定アル所以ナリ

第三十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス
但特別ノ事由アルトキハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得 (明治四十一年三月法律第二十九號ヲ以テ改正)

(附義)刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得スト之レ洵ニ明白ナルノ理ニシテ若シ判決確定以前ニ刑ノ執行ヲ爲サンカ被告人ハ法律上授與サレタル上訴ノ權ヲ伸張スルコトヲ得スシテ爲メニ回復スヘカラサルノ不利益ヲ被リ社會公安ニ及ホス影響計リ知ラレサルモノアラシ故ニ民事訴訟法ニ於テハ裁判ノ假執行ヲ許スト雖モ刑事訴訟法ニ於テハ其刑ノ輕重如何ニ拘ハラズ其裁判確定セサル間ハ假ニ執行スルコトヲモ許ササルモノトス然ラハ如何ナル時期ニ於テ判決ハ確定スルモノナルヤ判決確定スルニハ必スヤ左ノ二場合中其一ニ居ラサルヘカラス

- 一、上訴期間ヲ經過シタルトキ
 - 二、上訴ノ判決アリテ最早他ニ上訴スルノ道絶ヘタルトキ
- 右二個ノ場合中其一アリタルトキハ裁判言渡ハ確定不動ノモノトナリ刑ノ執行ヲ爲シ得ヘキモノトス
刑ノ執行ハ監獄ニ於テ爲スヘキモノナルモ二個以上ノ主刑アルトキハ如何ニ之ヲ執行スヘキカ本條第二項ハ之ヲ規定シテ曰ク其重キモノ先ニスト併特別ノ事由存スルトキハ重キ刑ノ

執行ヲ停止シ他ノ刑ヲ執行シ得ルナリ但シ此場合ニ於テハ檢事ハ刑執行ニ就テノ指揮官ナレハ之カ指揮アルヲ要ス

第二百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ

司法大臣ニ差出ス可シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行

ヲ爲ス可シ

(講義)普通ノ場合ニ於テハ判決ノ確定ニ依リ刑ノ執行ヲ爲スヘキモ死刑ハ刑罰ノ極ニシテ一度之ヲ執行スルトキハ生者ハ復活ス可カラズ斷者ハ再ヒ屬スヘカラスシテ萬事之レ休スルモノナレハ後日其裁判ニ誤謬アルコトヲ發見スルモ或ハ亦其犯罪ノ原因又ハ性質上大ニ慰諒スヘキ情狀アルモ到底之ヲ回復スルニ由ナキナリテ本條ハ特ニ例外ヲ設ケテ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出シ司法大臣ヨリ死刑ヲ執行スヘキ命令アリタル後ニ非サレハ之カ執行ヲ許ササルモノトセリ故ニ司法大臣ハ檢事ヨリ差出シタル訴訟記録ニヨリ非常上告及ヒ再審ヲ爲スヘキモノニ非サルヤ否ヤヲ審査シ其特例ニ依ルヘキモノニ非スト認メタルトキ初テ死刑執行ノ命令ヲ下スヘキモノトス此命令アリタルトキハ執行官ハ其命令アリタルトキヨリ起算シテ三日内ニ之カ執行ヲ爲スヘキモノトス

第二百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ

爲ス可シ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ

長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス(明治四十一年三月法律第二十九號ヲ以テ追加)

(講義)死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行スルモノナレハ其執行ニ際シテハ檢事及ヒ裁判所書記ハ之ニ立會シ其執行ヲ監視スヘキモノトス
死刑ハ之ヲ公行セス獄内ニ於テ行フ所以ハ公行スル時ハ衆人死刑ノ苦痛ヲ見ルニ慣レ殘忍ノ心情ヲ養成スルノ恐レアルト受刑者觀衆ノ憫情ヲ求メ又ハ犯人若クハ刑ノ執行者ニ對シ罵詈喧嘩スル者ヲ生シ死刑執行ノ威嚴ヲ失フニ至ル虞アルトニ基クモノナレハ之カ執行ニ關スル者ノ外ハ刑場ニ入ルコトヲ得サルナリ併檢事又ハ監獄長ニ於テ之ヲ許スモ何等差支ナシト認メタルトキハ特ニ其者ニ對シ入場ノ許可ヲ與ヘキナリ

第二百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司

法大臣ノ命令ニ因リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令ア

ルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス(明治四十一年三月法律第二十

九號ヲ以テ改正)

(講義)死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至マテ之ヲ監獄ニ拘留スヘキモノナレハ之カ執行ニ先チ心神喪失ノ狀態ニ陥リタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ其痊癒ニ至ルマテ刑ノ執行ヲ停止スヘキモノトス又死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女ニシテ既ニ懷胎セルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ刑ノ執行ヲ爲シ得サルモノトス之レ胎兒ハ法律上未タ一個ノ人ニ爲サル

モ早晚一個人ト爲ルヘキモノナレハ之ヲ保護スルノ必要アルナリ然ルニ其婦女ニ對シテ一朝死刑ヲ執行スルトキハ胎兒ノ生命ヲモ併セ奪フノ結果トナリ刑ハ犯人ノ一身ニ止マルヘシトノ原則ニ背クニ至ラン之レ本條ハ分娩後云々ノ規定存スル所以ナリ

第三百十九條

死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得(明治四十一年三月法律第二十九號ヲ以テ改正)

- 一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ
 - 二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ
 - 三 受胎後七月以上ナルトキ
 - 四 分娩後一月ヲ經過セサルトキ
- 體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ效ヲ有ス其闕席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

(講義)判決確定シタルトキハ如何ナル時期ヨリ之ヲ執行ス可キモノナルヤ本條ハ之ヲ規定シテ曰ク死刑ヲ除クノ外ハ刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行スヘシト而シテ死刑ヲ除外

シタルハ死刑ハ他ノ刑ト異リ一旦之ヲ執行スルトキハ復タ奈何トモ爲シ能ハサルモノナレハナリ(第三百十八條參照)然リト雖モ懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ心神喪失ノ状態ニ在ルトキ刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ受胎後七月以上ナルトキ分娩後一月ヲ經過セサルトキハ其事故ノ止ムマテ刑ノ執行ヲ停止シ得ヘキモノトス然ラハ體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者又ハ闕席判決ニ係ル場合ハ如何ニスヘキカ此場合ニ於テハ刑ノ執行ヲ司トル檢事ニ於テ逮捕狀ヲ發シ其犯罪人ヲ逮捕スヘキナリ此逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ效力ヲ有ス元來逮捕狀ハ唯犯人ヲ逮捕スルノ效力ヲ有スルモノニシテ決シテ犯人ヲ拘留拘禁スルノ效力ヲ有セサルモノナルモ斯クテハ刑ノ執行ヲ遁レタル犯人ニ對シ刑ヲ執行スル目的ヲ十分ニ達スルコトヲ得サレハ法律ハ特ニ此場合ニ於ケル逮捕狀ニ拘留狀ト同一ノ效力ヲ付與シタルナリ

第三百二十條

刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁

判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ刑ノ執行ノ停止ニ付キ亦同シ

罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

前項ノ徵收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス(明治四十一年三月法律第二十九號ヲ以テ改正)
破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

(講義) 刑ノ執行及ヒ停止ハ裁判所ノ職掌ニアラスシテ常ニ檢事ノ職掌タリ故ニ刑ノ執行及ヒ停止ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ監視及ヒ指揮ノ下ニ之ヲ爲スヘキモノトス而シテ罰金、料料、訴訟費用(證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人等ニ給與スヘキ日常、旅費、止宿料及ヒ償金等)及ヒ沒收物品、追徴金(官吏カ賄賂ヲ收受シ既ニ費消シタルトキ其賄賂ノ額ニ應スル金錢ヲ追徴スル場合等)等ハ主刑又ハ附加刑ノ執行ナルヲ以テ之ヲ徵收スルハ同シク檢事ノ職掌ナリ故ニ檢事ハ執行官吏ヲ指揮シ之カ實行ヲ爲サシメサルヘカラス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有スルハ民事訴訟法第六編強制執行ノ規定ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス但シ執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セサルナリ

破壤又ハ廢業スヘキ沒收物品トハ例ヘハ偽造變造ノ貨幣又ハ風俗ヲ害スル圖畫偶像等ノ類ニシテ之等物品ノ存在ハ社會ヲ毒害スルモノナレハ管ニ沒收スルニ止マラス須ラク破壤又ハ廢棄シテ以テ後患ヲ絶タササルヘカラス而シテ之等處分ハ他人ニ放任スヘキニアラサレハ宜シク檢事自ラ之ヲ爲ササルヘカラス之レ本條第三項ノ規定アル所以ナリ

第二百二十一條

死刑ノ執行ニ付テハ 裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

(講義) 死刑ノ執行ハ最モ重大ナル事項ニ屬スルヲ以テ其執行ハ法律ノ規定ニ從ヒ執行セラレタルコト及ヒ其執行ヲ終リタル後ノ狀況等ヲ記載シタル始末書ヲ作製セサルヘカラス而シテ此始末書ニハ刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印スルヲ要ス

第二百二十二條

刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異義ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

(講義) 刑ハ裁判確定後ニ其執行ヲ爲スモノナレハ判決自体ニ對シテハ再審及ヒ非常上告ヲ以テ攻撃スルノ外不服ヲ唱フルコトヲ得ヘキモノニアラスト雖モ刑ノ執行ニ對シテハ其刑ノ言渡ヲ受ケタルモノヨリ疑義又ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ルモノトス疑義ノ申立トハ判決ノ意義不明瞭ナリトシテ疑義ヲ生シタルニヨリ其言渡ノ解釋ヲ求ムルモノニシテ異議ノ申立トハ執行處分ヲ不當ナリトシテ更正ヲ求ムル申立ヲ云フ而シテ之等申立ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ申立ツヘキモノニシテ此申立ヲ受ケタル裁判所ハ其中立ニ對シ決定ヲ與ヘサルヘカラス而シテ此決定ニ對シテハ申立人ヨリ直チニ抗告ヲ爲スコトヲ得ルナリ

第二百二十三條

賠償及ヒ訴訟關係人ニ辯濟ス可キ訴訟費用ニ付キ其執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

(講義) 損害ノ賠償及ヒ訴訟關係人ニ辯濟スヘキ訴訟費用則チ民事原告人ノ請求スルコトヲ得ヘキ旅費日當及ヒ其他ノ費用又ハ民事原告人カ負擔スヘキ訴訟費用ニ付テハ其判決ノ執行ハ民事訴訟法ニ從ヒ之ヲ爲スヘキモノトス何トナレハ之等ハ公訴費用ノ執行ニ非スシテ私訴費用ノ執行ナレハナリ爰ニ注意スヘキハ本條ノ訴訟費用ト第三百二十條ノ訴訟費用トノ區別之ナリ本條ノ訴訟費用ハ訴訟關係人相互ニ辯濟ス可キモノナルモ第三百二十條ノ訴訟費用ハ被告人ヨリ裁判所ニ對シテ直接ニ納ム可キモノナリ故ニ前者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フヘキモノナルモ後者ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ執行スヘキモノナリ

第二章 復 權

裁判執行

第三百二十四條 (明治四十一年三月法律第二十九號ヲ以テ削除)

第三百二十五條 (全上)

第三百二十六條 (全上)

第三百二十七條 (全上)

第三百二十八條 (全上)

第三百二十九條 (全上)

第三百三十條 (全上)

第三章 特赦

第三百三十一條 (明治四十一年三月法律第二十九號ヲ以テ削除)

第三百三十二條 (全上)

第三百三十三條 (全上)

第三百三十四條 (全上)

刑事訴訟法講義 終

監獄法目次

第一章 總則 一

第二章 收益 二

第三章 拘留 三

第四章 戒護 三

第五章 作業 四

第六章 教誨及ヒ教育 五

第七章 給養 六

第八章 衛生及ヒ醫療 六

第九章 接見及ヒ信書 七

第十章 領置 七

第十一章 賞罰 八

第十二章 釋放 一〇

第十三章 死亡 一一

附則 一一

監獄法目次 終

監獄法目次

監獄法

(明治四十一年三月二十七日)
法律第二十八號

第一章 總則

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

一 懲役監 懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

二 禁錮監 禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

三 拘留場 拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四 拘留監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス

拘留監ニハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ一時拘禁スルコトヲ得

警察官警ニ附屬スル拘留場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル

者ヲ一月以上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス

第二條 二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歳未満ノ者ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ニ於

テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ拘禁ス

前項ノ規定ニ依ル者ハ滿二十歳ニ至ルマテ又滿二十歳ニ至リタル後三月内ニ刑期終了ス可

キ者ハ其殘刑期間仍ホ繼續シテ之ヲ拘禁スルコトヲ得

心身發育ノ狀況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ付キ年齡ニ拘ハラサルコトヲ得

第三條 監獄ニ 獄及ヒ女獄ヲ設ケ之ヲ分隔ス

懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘留監ノ同一區劃内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

第四條 主務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ

刑事及ヒ檢事ハ監獄ヲ巡視スルコトヲ得

監獄法

第五條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第六條 本法ニ依リ没入シ又ハ國庫ニ歸屬シタル者ハ之ヲ監獄懲罰ノ用ニ充ツ

第七條 在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閱官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第八條 勞役場ハ之ヲ監獄ニ附設ス

前五條ノ規定ハ之ヲ勞役場ニ準用ス

第九條 本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十條 本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ適用セス

第二章 收監

第十一條 新ニ入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閱シタル後入監セシム可シ

第十二條 新ニ入監スル婦女其子ヲ携帶センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り滿一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

監獄ニ於テ分焼シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十四條 新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ檢査ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ必

要ト認ムルトキ亦同シ

第三章 拘禁

第十五條 在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第十六條 雜居拘禁ニ在テハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス

第一條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ依リ其監房ヲ別異ス
十八歳未満ノ者ハ第二條第二項ノ場合ヲ除ク外十八歳以上ノ者ト其監房ヲ別異ス但心身發育ノ狀況ニ因リ其必要ナシト認ムルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ工場ニ於ケル就業ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其交通ヲ遮斷ス

第十八條 懲役監、禁錮監、拘留場、拘留監及ヒ勞役場ノ同一區劃内ニ在ル場合ニ於テハ同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察若クハ教誨ノ時間ヲ異ニス

病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

第四章 戒護

第十九條 在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

監獄法

第二十條 法令ニ依リ監獄官吏ノ携帶スル劔又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限り在監者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

- 一 一人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ
- 二 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ
- 三 逃走ノ目的ヲ以テ暴行ヲ爲スルトキ
- 四 逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セんとスルトキ

第二十一條 天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコトヲ得

前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ送シ可シ若シ護送スルノ違ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セサルトキハ刑法第九十七條ニ依リ處斷ス

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限り之ヲ逮捕スルコトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用ヲ妨ケス

第五章 作業

第二十四條 作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス

十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第二十五條 大祭祝日、一月一日、二月一日、三月三十一日ニハ就業ヲ免ス

父母ノ計ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得

炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサルコトヲ得

第二十六條 刑事被告人、拘留囚又ハ禁錮囚作業ニ就カシムルコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條 作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス

在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

第二十八條 在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之力爲メニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ

難キニ至リタルトキハ精狀ニ因リ手當金ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父、母、配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章 教誨及ヒ教育

第二十九條 受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

第三十一條 在監者文書、圖畫ノ閱覽ヲ請フトキハ之ヲ許ス

監獄法

文書、圖畫ノ閱讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 給養

第三十二條 受刑者ニハ一定ノ衣類臥具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ觀衣ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十三條 刑事被告人及ヒ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類臥具ハ自辨トシ其自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

自辨ノ衣類臥具ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 在監者ニハ其體質、健康、年齡、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料ヲ給ス

第三十五條 刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第八章 衛生及ヒ醫療

第三十六條 在監者ノ頭髮鬚髯ハ之ヲ翦剃セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ翦剃セシムルコトヲ得ス

第三十七條 在監者ハ其拘禁セラルル監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ

第三十八條 在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十條 在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシメ必要アルトキハ之ヲ病監ニ

收容ス

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ隔離シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但惡疫者ニテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシムコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條 精神病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

第四十四條 妊婦、産婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章 接見及ヒ信書

第四十五條 在監者ニ接見セシムコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス

前項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

第四十八條 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス

第四十九條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス

第五十條 接見ノ立會、信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 領置

第五十一條 在監者、携有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス

監獄法

保存ノ價值ナク又ハ保存ニ不適當ト認ムル物ハ其領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解クコトヲ得
領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解キタル物ニ付キ在監者相當ノ處分ヲ爲サルトキハ之ヲ廢棄スル
コトヲ得

第五十二條 在監者領置物ヲ以テ其父、母、配偶者又ハ子ノ扶助其他正當ノ用途ニ充テンコ
トヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許ス
コトヲ得

在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ、其差入ヲ
許ス可カラスト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ没入又ハ廢棄ス
ルコトヲ得

第五十四條 在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十五條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第五十六條 死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス

第五十七條 死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年內ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國
庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年內ニ居所分明セサルトキ亦同シ

第十一章 賞罰

第五十八條 受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及ヒテ法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

第六十條 懲罰ハ左ノ如シ

一 叱責

二 賞遇ノ三月以内ノ停止

三 賞遇ノ廢止

四 文書、圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止

五 請願作業ノ十日以内ノ停止

六 自辨ニ係ル衣類臥具著用ノ十五日以内ノ停止

七 糧食自辨ノ十五日以内ノ停止

八 運動ノ五日以内ノ停止

九 作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削

十 七日以内ノ減食

十一 二月以内ノ輕屏禁

十二 七日以内ノ重屏禁

屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサルコトヲ得重屏禁ニ在テ
ハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得

第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及ヒ十八歲未滿ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スル
コトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

監獄法

第十二章 釋放

第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦、職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閱シテ其手續ヲ爲ス可シ

第六十四條 恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間内ニ之ヲ釋放ス

第六十五條 前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間内ニ之ヲ釋放ス

第六十六條 假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ證票ヲ交付ス

第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ
一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト
二 警察官署ノ監督ヲ受クルコト但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得

三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト
主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

第六十八條 滿期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス

第六十九條 釋放セラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得

第七十條 釋放セラル可キ者歸住旅費若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタル力爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得

第十三章 死亡

第七十一條 死刑ノ執行ハ監獄内ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス
大祭祝日、一月一日二日及十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セズ

第七十二條 死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ絞繩ヲ解クコトヲ得

第七十三條 在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス
死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

第七十四條 死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得
死亡者ノ親族放蕩ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
監獄則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其効力ヲ有ス

監獄法終

監獄法

監獄法施行規則

(司法省令第十八號
明治四十一年六月十六日)

監獄法施行規則

第一章 總則

第一條 逃亡犯罪人引渡條例ニ依リ拘禁ス可キ者ハ之ヲ拘置監ニ拘禁ス

外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者ハ刑事被告人ニ準ス

第二條 監獄ノ參觀ハ男子ニハ男監、女子ニハ女監ニ限リ之ヲ許ス但司法大臣ヨリ許可ヲ得

タルトキハ此限ニ在ラス

未成年者ニハ監獄ノ參觀ヲ許サス

外國人監獄ヲ參觀スルニハ司法大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第三條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ典獄ハ其氏名、身分、職業、住所、年齢及ヒ參觀ノ目的ヲ調査シ許可ヲ與ヘタルモノニハ參觀者心得事項ヲ告知ス可シ

第四條 司法大臣ニ情願ヲ爲スニハ其旨趣ヲ記載シタル書面ヲ差出スコトヲ要ス

情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閱スルコトヲ得ス

情願書ヲ差出シタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ司法大臣ニ進達ス可シ

第五條 巡閱官吏ハ書面又ハ口頭ヲ以テ情願ヲ爲スコトヲ得

巡閱官吏ニ情願ヲ爲サンコトヲ豫告スル者アルトキハ典獄ハ其者ノ氏名ヲ情願簿ニ記載シ
聞ク可シ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ情願書ニ之ヲ適用ス

第六條 巡閱官吏情願ヲ聽クニハ必要アル場合ヲ除クノ外監獄官吏ヲシテ之ニ立會ハシム可

監獄法施行規則

カラス

第七條 巡囚官吏情願ヲ審査シタルトキハ自ラ裁決ヲ爲シ又ハ司法大臣ノ裁決ヲ乞フコトヲ得

巡囚官吏自ラ裁決ヲ爲シタルトキハ情願簿ニ其要旨ヲ記載ス可シ

第八條 情願ニ對スル裁決ハ典獄速ニ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第九條 典獄ハ毎週一回以上面接日ヲ定メ監獄ノ處置又ハ一身ノ事情ニ付キ申立ヲ爲サントテ請フ在監者ニ面接ス可シ

前項ノ申立ヲ爲サントテ豫告スル者アルトキハ其氏名ヲ面接簿ニ記載シ置キ其順序ニ從ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面接簿ニ記載ス可シ

第十條 本則中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ旨渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第二章 收 監

第十一條 新ニ入監スル者ヲ領收シタルトキハ入監者ノ氏名、領收ノ年月日時及ヒ領收官吏ノ氏名ヲ記載シタル領收證ヲ護送者ニ交付ス可シ

第十二條 新ニ入監スル婦女ニ子ノ携帶ヲ許ササル場合ニ依テ相當ノ引受人ナキトキハ其子ヲ監獄所在地ノ市區町村役場ニ引渡ス可シ

携帶ヲ許シタル子力滿一歳ニ達シ又ハ他ニ在監ヲ許ス可カラサル事情アル場合ニ於テ相當ノ引受人ナキトキ亦同シ

第十三條 新ニ入監スル者アルトキハ監獄醫其健康ヲ診査ス可シ

第十四條 監獄ニ於テ避病監其他傳染病者ノ收容ニ適當ノ設備アルトキハ傳染病豫防法ニ依

リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹ル者ト雖モ之ヲ入監セシム可シ

第十五條 監獄法第十三條ニ依リ入監セシメサル場合ニ於テハ直ニ其旨ヲ入監ヲ指揮シタル官廳及ヒ監獄所在地ノ警察官署ニ通報シ仍ホ其事情ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第十六條 新ニ入監スル者刑事訴訟法第三百十九條第二項各號ニ該當スルモノト認ムルトキハ之ヲ入監セシメタル上監獄醫ノ診斷書ヲ添ヘ直ニ其旨ヲ檢事ニ通報ス可シ

前項ノ規定ハ在監中ノ者ニ之ヲ準用ス

第十七條 新ニ入監スル者アルトキハ疾病其他已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外入浴ヲ爲サシム可シ

婦女ノ入浴ニハ女監取締之ニ立會ヒ婦女ノ身體及ヒ衣類ノ検査ハ女監取締之ヲ爲ス可シ

前項ノ規定ハ在監中ノ婦女ノ入浴及ヒ身體衣類ノ検査ニ之ヲ準用ス

第十八條 入監者ニハ番號ヲ付シ在監中其番號ヲ票上衣ノ襟又ハ胸部ニ附著セシム可シ但本人監外ニ在ル間ハ番號票ヲ除去セシムコトヲ得

第十九條 典獄ハ在監者ノ遵守スヘキ事項並ニ刑期ノ起算及ヒ終了ノ日ヲ入監者ニ告知ス可シ

典獄ハ入監者ノ身上ニ關スル事情ヲ調査シ其結果ヲ身上票ニ記載ス可シ

前項ノ調査ヲ爲スニ付キ必要アリト認ムルトキハ裁判所、警察官署、市區町村役場又ハ本人ニ縁故アル者ニ照會ヲ爲ス可シ

第二十條 典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入監者ノ撮影ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ亦同シ

第二十一條 新ニ入監シタル者ハ疾病其他已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外三日以内之ヲ獨居

拘禁ニ付ス可シ

前項ノ受刑者ニハ文書圖書ノ閱讀ヲ許サス懲役囚ニハ作業ヲ課セサルコトヲ得

第二十二條 入監者ノ身分帳簿、名籍原簿、在監人名簿及放免原簿ハ收監後三日以内ニ整理シ必要ナル事項ヲ記載ス可シ

在監者遵守事項ハ冊子トシテ之ヲ監房内ニ備ヘ置ク可シ

第三章 拘禁

第二十三條 獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮斷シ召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外常ニ一房ノ内ニ獨居セシム可シ

第二十四條 刑事被告人ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

第二十五條 受刑者ハ本則ニ於テ特に規定アル場合ヲ除ク外左ノ順序ニ從ヒ之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

一 刑期二月未満ノ者

二 二十五歳未満ノ者

三 初犯ノ者

四 入監後二月ヲ經過セサル者

餘罪又ハ刑期限内ノ犯罪ニ因リ審問中ニ在ル受刑者ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ
獨居監房ニ殘餘アルトキハ前二項ニ該當セサル受刑者ト雖モ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第二十六條 在監者ノ精神又ハ身體ニ害アリト認ムルトキハ在監者ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十七條 獨居拘禁ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス但特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後六月毎ニ其期間ヲ更新スルコトヲ妨ケス
十八歳未満ノ者ハ特ニ必要アリト認メタル場合ヲ除ク外六月以上繼續シテ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十八條 典獄及ヒ監獄醫ハ少クトモ三十日毎ニ一回、其他ノ監獄官吏ハ毎日數次獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視ス可シ

第二十九條 典獄、監獄醫、教誨師及ヒ女監取締ヲ除ク外監獄官吏ハ單獨ニテ獨居拘禁ニ付セラレタル婦女ヲ巡視スルコトヲ得ス夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル婦女ノ巡視ニ付キ亦同シ

第三十條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視シタル監獄官吏ハ其視察シタル事項ヲ典獄ニ報告ス可シ

第三十一條 第二十五條第一項及ヒ第二項ニ掲ケタル受刑者ニシテ監房不足ノ爲メ獨居拘禁ニ付スルコト能ハサルモノ及ヒ獨居拘禁ノ期間滿了後必要アリト認ム可キモノハ之ヲ夜間獨居監房ニ拘禁ス可シ

第三十二條 夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル者作業ニ就カサルトキハ晝間ト雖モ仍ホ在房セシム可シ

第三十三條 勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ト受刑者トハ之ヲ同一ノ監房又ハ工場ニ雜居セシムルコトヲ得ス

第三十四條 病者又ハ不具者ト健康者トハ之ヲ同一監房ニ拘禁スルコトヲ得ス但看護ニ從事

監獄法施行規則

スル者ハ此限ニ在ラス

第三十五條 雜居監房ニハ三人以上ヲ拘禁ス可シ但療養其他已ムコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

第三十六條 雜居監房、工場、教場及ヒ教誨堂ニ於テハ在監者ノ席次ヲ定メ交談ヲ禁止ス可シ

第三十七條 監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ得ス但拘置監、女監及病監ハ此限ニ在ラス

第三十八條 雜居官房ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外之ヲ工場ニ代用スルコトヲ得ス

第三十九條 監房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ其上部ニ在房者ノ氏名、年齢、罪質、刑名、刑期、留置期間及ヒ犯數其下部ニ番號及ヒ入監ノ年月日ヲ記載シ上部ハ之ヲ蔽掩シ置ク可シ

第四十條 雜居監房ニハ其容積、定員及ヒ現在人員ヲ記載シタル小札ヲ掲ク可シ

第四章 戒護

第四十一條 監獄ニ於テ出入ノ警戒ヲ嚴ニシ必要アリト認ムルトキハ出人者ノ携帶品ヲ検査ス可シ

開監前閉監後ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ監獄官吏以外ノ者ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第四十二條 監獄ノ外門、各出入口、監房、工場及ヒ現ニ在監者ヲ拘禁スル場所ハ之ヲ閉鎖シ置ク可シ若シ必要ニ因リ一時開放スルトキハ其要所ヲ守備ス可シ

鑰匙ハ一定ノ監獄官吏之ヲ保管シ必要アル場合ニ非サレハ其授受ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 監獄官吏ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ他ノ監獄官吏ノ立會ナクシテ監房ヲ開扉

シ又ハ在監者ヲ出房セシムルコトヲ得ス但病監ニ在リテハ此限ニ在ラス

第四十四條 監獄ノ構内ニ於テ常ニ視察ノ便ヲ計リ觀望ヲ妨ケ其他戒護ノ障礙ト爲ル可キ物

ヲ置ク可カラス

已ムコトヲ得サル場合ニ於テ梯子其他攀越ノ用ニ供シ得可キ物ヲ構内ニ置クトキハ之ニ鎖鑰ヲ施ス可シ

第四十五條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ少クトモ毎日一回監房ノ検査ヲ爲サシム可シ

第四十六條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ工場又ハ監外ヨリ還房スル在監者ノ身體及ヒ衣類ノ検査

ヲ爲サシム可シ

第四十七條 在監者ニシテ戒護ノ爲メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

第四十八條 戒具ハ左ノ五種トス

一 窄衣

二 鈇

三 手錠

四 聯鎖

五 捕繩

鈇ヲ使用スルニハ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ之ニ貫キ腰間ニ練帶セシメ練帶ノ所ニ下鍵ス

聯鎖ヲ使用スルニハ之ヲ腰間ニ練帶セシメ練帶ノ所ニ下鍵シ二人毎ニ連結ス

第四十九條 戒具ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十條 窄衣ハ危險ナル暴行ヲ爲ス懲役囚、鈇ハ逃走又ハ暴行ノ虞アル懲役囚、手錠及

ヒ捕繩ハ暴行、逃走若クハ自殺ノ虞アル在監者ハ護送中ノ在監者、聯鎖ハ監外ノ作業ニ就

ク懲役囚ニシテ必要アリト認ムル者ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

窄衣ハ六時間以上、両脚施鈇ハ六月以上、一脚施鈇ハ一年以上繼續シテ之ヲ使用スルコト

ヲ得ス

監獄法施行規則

護送中ノ者ニハ窄衣及ヒ鉢ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十一條 監獄官吏在監者ニ對シ劔又ハ銃ヲ使用シタルトキハ典獄ハ直ニ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第五十二條 典獄ハ刑期一年以上ノ徵役囚ニシテ刑期ノ半ヲ經過シタル者ノ中ニ就キ豫メ消防ノ用務ニ就カシム可キモノヲ指定スルコトヲ得

第五十三條 監監法第二十二條ニ依リ在監者ヲ解放スルトキハ出頭ス可キ期間及ヒ場所ヲ告知ス可シ

第五十四條 在監者ヲ他所ニ護送ス可キ場合ニ於テハ監獄醫ヲシテ之ヲ診斷セシメ健康ニ害アリト認ムルトキハ其護送ヲ停止ス可シ

第五十五條 護送中ハ男女ヲ同行セシム可カラズ刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノ亦同シ

刑事被告人及十八歳未満ノ者ハ護送ノ際他ノ在監者ト區分ス可シ

第五十六條 在監者逃走シタルトキハ典獄ハ速ニ監獄所在地及ヒ其附近竝ニ逃走者ノ立寄ル可キ見込アル地方ノ警察官署ニ逃走者ノ人相書ヲ添ヘ逃走ノ事實ヲ通報ス可シ

第五十七條 前條ノ場合ニ於テハ典獄ハ其事實ヲ司法大臣ニ申報ス可シ逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同シ

逃走者刑事被告人ナルトキハ前項ノ報告ヲ爲ス外逃走及ヒ逮捕ノ事實ヲ檢事ニ通報ス可シ

第五十八條 在監者ノ作業時間ハ左ノ如シ

十一月	十二月
七時間	八時間
三	四
九月	五月
九時間	十時間
六	
七月	
十一時間	

作業時間ハ地方ノ状況、監獄ノ構造又ハ作業ノ種類ニ因リ司法大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ伸縮スルコトヲ得

請求ニ因リ作業ニ就ク者ノ作業時間ハ二時間以内短縮スルコトヲ得

教育、教誨及ヒ運動ニ要スル時間ハ之ヲ作業時間ニ通算スルコトヲ得

第五十九條 作業ノ種類ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ可シ

第六十條 在監者ニ課スル作業ハ其種類及ヒ一日ノ科程ヲ指定シ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第六十一條 作業科程ハ普通一人ノ仕上高及ヒ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ標準トシテ第一ニ之ヲ定ム可シ

仕上高ヲ標準トスルコト能ハサル作業ニ付テハ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ以テ作業科程トス

十八歳未満ノ受刑者、老者、病弱者及ヒ不具者ハ前二項ニ依ラス各就業者ニ付キ相當ノ作業科程ヲ定ムルコトヲ得

第六十二條 作業時間ノ全部ヲ通シテ就業セシムルコト能ハサル作業ハ之ヲ他ノ作業ト併課スルコトヲ得

監獄法施行規則

第六十三條 一日ノ作業科程ヲ終了シタル者ト雖モ作業時間内ハ繼續シテ作業ニ就カシム可シ

第六十四條 請求ニ因リ作業ニ就ク者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其作業ヲ中止シ若クハ之ヲ廢止シ又ハ作業ノ種類ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十五條 典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ在監者ヲ受買作業ニ就カシムルコトヲ得

第六十六條 刑事被告人ハ之ヲ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス
刑期六月ニ滿タス又ハ受刑後三月ヲ經過セサル受刑者ハ司法大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス但十八歳未滿ノ受刑者ヲ監外ノ農業ニ就カシムルハ此限ニ在ラス

第六十七條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日一回各就業者ニ就キ作業ノ成績ヲ検査セシム可シ

第六十八條 仕上高ハ毎月末日ニ其月分ヲ積算シ一日ノ平均高ト一日ノ科程トヲ對照シ作業科程ノ了否ヲ定ム可シ

第六十九條 前條ニ依リ作業科程ノ了否ヲ定メタルトキハ作業賞與金ノ計算ヲ爲スコシ

第七十條 左ニ掲クル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サズ
一 累犯ノ懲役囚ニシテ入監後三月ヲ經過セザルモノ

二 監獄法第六十條第六號乃至第八號及ヒ第十號乃至第十二號ノ懲罰ニ處セラレ其執行中ニ在ル者

三 就業三十日ニ滿タサル者

四 釋放ノ月ニ於ケル就業日ノ全部ヲ通シ就業セサル者

第七十一條 作業賞與金計算高ハ各就業者ノ成績ヲ普通ノ傭工錢ニ見積リ行狀犯數及ヒ作業科程ノ了否ヲ斟酌シ左ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム可シ

一 刑事被告人、拘留囚及ヒ禁錮囚ハ見積額ノ十分ノ四乃至十分ノ七
二 懲役囚ハ見積額ノ十分ノ一乃至十分ノ四

第七十二條 監獄法第二十五條第四項ニ依リ作業ニ就キタル者ニハ就業ノ當日ニ限り前條ニ掲ケタル割合ノ外見積額ノ十分ノ三以内ヲ増加スルコトヲ得

第七十三條 在監者惡意又ハ重過失ニ因リ器具、製品、素品其他ノ物ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其賠償ニ相當スル金額ヲ作業賞與金計算高ノ内ヨリ控除スルコトヲ得

第七十四條 就業者ニハ毎月十五日マテニ前月分ノ作業賞與金計算高ヲ告知ス可シ

第七十五條 作業賞與金ハ就業者釋放ノ際之ヲ給與ス可シ

第七十六條 十四以上ノ作業賞與金計算高ヲ有スル受刑者其父、母、妻若クハ子ノ扶助、親罪被害者ニ對スル賠償又ハ書籍ノ購求ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ作業賞與金計算高ノ三分ノ一ヲ超エサル金額ヲ給スルコトヲ得

第七十七條 作業賞與金計算高ヲ有スル刑事被告人其父、母、妻又ハ子ノ扶助其他正當ノ費用ヲ要スル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第七十八條 作業賞與金計算高ヲ有スル在監者逃走後六月内ニ其居所分明セザルトキハ其計算高ヲ抹消ス可シ

監獄法施行規則

第七十九條 監獄法第二十一條及第二十八條ニ依リ手當金ヲ給ス可キ情狀アリト認ムルト
キハ典獄ハ調査書類ヲ添ヘ其旨ヲ司法大臣ニ具申ス可シ

第六章 教誨及ヒ教育

第八十條 教誨ハ休業日又ハ日曜日ニ於テ之ヲ爲ス可シ
必要アリト認ムルトキハ典獄ハ休業日又ハ日曜日以外ノ日ニ於テ教誨ヲ爲サシムルコトヲ
得

第八十一條 病監又ハ獨居監房ニ拘禁スル受刑者及ヒ刑事被告人ニハ其居所ニ就キ教誨ヲ爲
ス可シ

第八十二條 受刑者父母ノ訃ニ接シ就業ヲ免セラレタルトキハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ毎日教誨
ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ本人ノ希望ニ因リ其亡父母ノ爲メ讀經ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十三條 恩赦、假出獄若クハ假出場ノ申渡ヲ爲シ又ハ賞表ヲ付與スルトキハ其式場ニ受
刑者ノ全部又ハ一部ヲ集メテ教誨ヲ爲ス可シ

第八十四條 受刑者死亡シタルトキハ本人ト緣故アル受刑者ヲ集メ棺前ニ於テ教誨ヲ爲ス可
シ

第八十五條 監獄法第三十條ニ依リ教育ヲ施ス受刑者ニハ毎日四時間以内小學程度ニ依リ修
身讀書、算術、習字其他必要ノ學科ヲ教授ス可シ

前項ノ受刑者ニシテ小學科程ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等ノ學力アルモノニハ其教育ノ
程度ニ應シ毎日二時間以内相當ノ補習學科ヲ教授ス可シ

第八十六條 文書圖書ノ閱讀ハ監獄ノ紀律ニ害ナキモノニ限リ之ヲ許ス新聞紙及ヒ時事ノ論

說ヲ記載スルモノハ其閱讀ヲ許サス

第八十七條 雜居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ同時ニ三箇以上ノ文書圖書ヲ閱讀セシムル
コトヲ得ス但字書ハ必要ニ因リ其冊數ヲ増加スルコトヲ得

第八十八條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ簡狀ニ因リ其監房内ニ於テ自辨ニ條ル筆墨
紙ノ使用ヲ許スコトヲ得

第七章 給養

第八十九條 在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ品目ハ左ノ如ク

衣類

一 單衣

二 袴

三 綿入

四 襯衣

五 帶

六 襪

七 股引

婦女ニハ股引ニ代ヘ前垂ヲ用井シム

臥具

一 蒲團又ハ毛布

二 敷布

三 枕

監獄法施行規則

四 蚊蠅
雜具

- 一 手巾
- 二 雨具
- 三 冠物
- 四 履物

股引又ハ首垂ハ作業ニ就ク者ニ限り之ヲ交付ス
用紙ハ之ヲ給與ス

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ雜具ノ品目ヲ増加スルコトヲ得
第九十條 在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ一人ニ付キ一箇トス但蚊蠅ハ此
限ニ在ラス

作業ニ就ク者ニハ別ニ作業衣一組ヲ交付ス
用紙ノ數量ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ定ム

病者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ必要ニ因リ之ヲ増減スルコトヲ得
已ムコトヲ得サル事情アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ第一項及ヒ第二項ニ定メタ
ル箇數ヲ増減スルコトヲ得

第九十一條 受刑者ニ著用セシムル衣類ハ赭色トス
左ニ掲グル衣類臥具ハ淺葱色トス

- 一 刑罰被告人ニ貸與スル衣類
- 二 勞役留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ貸與スル衣類

三 十八歳未満ノ受刑者ニ著用セシムル衣類
四 蒲團

第九十二條 白辨ノ衣類臥具ハ時季ニ適シ且ツ監獄ノ紀律及ヒ衛生ニ害ナキ物ニ限ル
自辨ノ衣類臥具ノ品目及ヒ箇數ハ典獄之ヲ定ム

第九十三條 自辨ノ衣類臥具ハ時々之ヲ交換補綴又ハ澁濯セシム可シ
監獄ニ於テ自辨ノ衣類臥具ヲ補綴又ハ澁濯シタルトキハ其費用ハ本人ノ負擔トス

第九十四條 在監者ニ給與スル糧食ノ種類及ヒ分量ハ左ノ如シ
一 飯(下白米十分ノ四 麥十分ノ六) 一人一回三合以下

- 二 菜 一人一日五錢以下

地方ノ狀況若クハ物價ノ高低ニ因リ又ハ在監者ノ健康保全ノ爲メ必要アルトキハ典獄ハ司
法大臣ノ認可ヲ受ケ糧食ノ種類ヲ變更スルコトヲ得
作業ノ種類ニ因リ必要アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ飯ノ分量ヲ増加スルコトヲ
得

第九十五條 在監者ニ給與スル飲料ハ白湯ヲ用ウ但必要アルトキハ麥湯又ハ茶ヲ用ウルコト
ヲ得

第九十六條 在監者ニハ酒類又ハ煙草ヲ用ウルコトヲ許サス

第九十七條 病者ノ糧食及ヒ飲料ハ典獄ニ於テ適宜ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第九十八條 自辨糧食ノ種類及ヒ分量ハ典獄之ヲ定ム
第九十九條 自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者不正ノ行爲アリト認ムルトキハ典獄ハ其者ノ
出入ヲ禁止ス可シ

監獄法施行規則

典獄ハ必要ニ因リ自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ指名スルコトヲ得

第百條 自辨糧食ハ監獄官吏立會ノ上監獄醫其検査ヲ爲ス可シ

第百一條 雜居拘禁ニ付セラレタル者ノ自辨糧食ハ成ル可ク一定ノ場所ニ於テ之ヲ用井シム可シ

第八章 衛生及ヒ醫療

第百二條 監獄ニ於シハ清潔ヲ旨トシ衣類臥具及ヒ雜具ハ期限ヲ定メ蒸氣其他適當ノ方法ヲ用井テ之ヲ清淨ナラシム可シ

第百三條 受刑者ノ頭髮ハ少クトモ一月毎ニ一回、鬚髯ハ少クトモ十日毎ニ一回之ヲ剪剃セシム可シ但特別ノ事情アル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第百四條 頭髮鬚髯ヲ剪剃セシメサル場合ニ於テハ常ニ之ヲ梳理セシム可シ
婦女ノ頭髮ハ必要アル場合ヲ除ク外之ヲ剪剃セシムルコトヲ得ス

第百五條 在監者ノ入浴ノ度數ハ作業ノ種類及ヒ其他ノ事情ヲ斟酌シテ典獄之ヲ定ム但六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一回十月ヨリ五月マテハ七日毎ニ一回ヲ下ルコトヲ得ス

第百六條 在監者ニハ雨天ノ外毎日三十分以内戶外ニ於テ運動ヲ爲サシム可シ但作業ノ種類ニ因リ運動ノ必要ナシト認ム可キ者ニ付テハ此限ニ在ラス
前項ノ運動時間ハ獨居拘禁ニ付セラレタル者ニ限リ一時間以内ニ伸長スルコトヲ得

第百七條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニシテ十八歳未満ノモノハ少クトモ三十日毎ニ一回其他ノモノハ少クトモ三月毎ニ一回、雜居拘禁ニ付セラレタル受刑者ヲシテ刑期一年以

上ノモノハ少クトモ六月毎ニ一回監獄醫ヲシテ健康診斷ヲ爲サシム可シ

第百八條 十八歳未満ノ者ハ其他ノ者ヲ治療ノ時間及ヒ病監ニ於ケル居室ヲ異ニス可シ
第百九條 獨居拘禁ニ付セラレタル者疾病ニ罹リタルトキハ病監ニ移ス必要アル場合ヲ除ク外其監房ニ於テ治療セシメ病監ニ移シタルトキハ成ル可ク病監内ノ獨居監房ニ拘禁ス可シ
第百十條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ嚴ニシ流行地ヲ發シ又其地方ヲ經過シタル入監者ハ一週日以上他ノ者ト離隔シ其攜帶物ニハ消毒方法ヲ行フ可シ
第百十一條 傳染病豫防ノ爲メ必要アル場合ニ於テハ在監者ニ種痘又ハ血清注射ヲ施スコトヲ得

第百十二條 傳染病流行ノ際ニハ飲食物ノ差入及ヒ購求ヲ停止スルコトヲ得
第百十三條 在監者傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ之ヲ離隔シ嚴ニ消毒方法ヲ行ヒ其狀況ヲ司法大臣ニ申報ス可シ
前項ノ場合ニ於テハ監獄所在地ノ市區町村役場及ヒ警察官署ニ其事實ヲ通報ス可シ

第百十四條 監獄法第四十三條ニ依リ在監者ヲ病院ニ移送ス可キトキハ典獄ハ監獄醫ノ診斷書及ヒ移送ス可キ病院トノ協議書ヲ添ヘ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ
第百十五條 在監者ヲ病院ニ移送シタルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日其狀況ヲ視察セシム可シ

第百十六條 病院ニ移送シタル者在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ還送セシメ司法大臣ニ其旨ヲ申報ス可シ
第百十七條 治療ノ爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄醫ニ非サル醫師ヲシテ治療ヲ補助セシムルコトヲ得

監獄法施行規則

分娩ノ際必要アリト認ムルトキハ典獄ハ產婆ヲ付スルコトヲ得

第百十八條 在監者ノ疾病危篤ナルトキハ其旨ヲ本人ノ家族又ハ親族ニ通知シ刑事被告人ナルトキハ仍ホ檢事ニ通報ス可シ

第百十九條 妊婦ハ受胎後七月以上ノ者産婦ハ分娩後一月ヲ經過セサル者ニ限り之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章 接見及ヒ信書

第百二十條 十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接見ヲ爲スコトヲ許サス

第百二十一條 接見ノ時間ハ三十分以内トス但辯護人トノ接見ハ此限ニ在ラス

第百二十二條 接見ハ執務時間内ニ非サレハ之ヲ許サス

第百二十三條 接見ノ度數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ一回、禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ一回懲役囚ニ付テハ二月毎ニ一回トス

第百二十四條 典獄ニ於テ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ前四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第百二十五條 在監者ニ接見セントヲ請フ者アルトキハ其氏名、身分、職業、住所、年齢、在監者トノ綴柄及ヒ面談ノ要旨ヲ聞取リ許可ヲ與ヘタル者ニハ接見者心得事項ヲ告知ス可シ

接見セントヲ請フ者辯護人ナルトキハ其氏名、職業及ヒ住所ノミヲ聞取リ裁判所ノ允許ヲ得テ辯護人ト爲リタル者ニ 仍ホ其旨ヲ證明セシム可シ

第百二十六條 接見ハ接見室ニ於テ之ヲ爲サシム可シ
在監者疾病ノ爲メ接見室ニ赴クコト能ハサルトキハ其居所ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得

第百二十七條 接見ニハ監獄官吏之ニ立會フ可シ

第百二十八條 外國語ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ接見ノ際之ヲ使用スルコトヲ得ス

第百二十九條 受刑者ノ發受スル信書ノ數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ各一通禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ各一通、懲役囚ニ付テハ二月毎ニ各一通ヲ超ユルコトヲ得ス

典獄ニ於テ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第百三十條 在監者ノ發受スル信書ハ典獄之ヲ檢閱ス可シ

發信ハ封緘ヲ爲サスシテ之ヲ典獄ニ差出サシメ受信ハ典獄之ヲ開披シ檢印ヲ押捺ス可シ

第百三十一條 外國文ヲ用井タル信書ハ檢閱ノ爲メ在監者ノ費用ヲ以テ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得

在監者前項ノ費用ヲ負擔スル資力ナク又ハ其負擔ヲ肯セサルトキハ信書ノ發受ヲ許ササルコトヲ得

第百三十二條 受刑者ノ發受スル信書ハ急速ヲ要スル場合ヲ除ク外日曜日、休業日又ハ休憩時間内ニ非サレハ之ヲ作成セシムルコトヲ得ス

第百三十三條 在監者信書ヲ自書スルコト能ハサルトキハ本人ノ求ニ因リ監獄官吏之ヲ代書ス可シ

第百三十四條 在監者ノ發送スル信書ノ郵便稅ハ自辨トス裁判所其他公務所ニ對シ返信ヲ要スル場合ニ於テ郵便稅ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ支辨ス可シ

書信用紙及ヒ封筒ハ監獄ニ於テ之ヲ給與スルコトヲ得

監獄法施行規則

第三百三十六條 信書ノ檢閲、發送及ヒ交付ハ手續ハ成ル可ク速ニ之ヲ爲ス可シ

第三百三十七條 信書ノ發送交付及ヒ廢棄ノ年月日ハ之ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載ス可シ

第三百二十八條 第三百二十九條ニ定メタル度數ヲ超エタル信書ニシテ發信ニ係ルモノハ直ニ之ヲ本人ニ返付シ其受信ニ係ルモノハ假リニ身分帳簿ニ添附シ置キ次ノ期間ニ於テ順次之ヲ本人ニ交付ス可シ

監獄法第四十七條第一項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ身分帳簿ニ添附シ置キ廢棄ス可キモノヲ除ク外釋放ノ際之ヲ本人ニ交付ス可シ

第三百二十九條 接見ノ立會及ヒ信書ノ檢閲ノ際行刑上參考ト爲ル可キ事項ヲ發見シタルトキハ其要旨ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載ス可シ

第十章 領置

第四百十條 領置物ハ其品目及ヒ數量ヲ領置金品基帳ニ記載シ領置品基帳ニハ典獄之ニ證明ス可シ

第四百十一條 金錢ニ非ル領置物ハ本人ノ請求ニ因リ之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得

領置ヲ爲サス又ハ領置ヲ解キタル物ニ付キ本人相當ノ處分ヲ爲ササルトキハ請求ナキトキト雖モ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百十二條 在監者ニハ新聞紙、時事ノ論說ヲ記載シタル文書及ヒ監獄ノ紀律ヲ害ス可キ物ノ差入ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十三條 受刑者ニハ法令其他典獄ニ於テ有益ト認ムル文書、筆墨紙、郵便切手、郵便葉書、金錢及ヒ司法大臣ニ於テ認可シタル物ヲ除ク外差入ヲ爲スコトヲ得ス但自辨ヲ許シタル

ル物ハ此限ニ在ラス
第四百十四條 刑事被告人ニハ前條ニ掲ケタル物ノ外衣類、臥具、飲食物、手巾及ヒ履物ニ限り差入ヲ爲スコトヲ得
第四百十五條 衣類、寢具ノ差入ニ付テハ第九十二條飲食物ノ差入ニ付テハ第九十八條ノ規定ヲ準用ス
第四百十六條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ其氏名、身分、職業及ヒ住所ヲ調査ス可シ
第四百十七條 在監者ニ宛テ送致シ來リタル物及ヒ差入ヲ爲シタル物ハ看守長立會ノ上看守之ヲ檢査ス可シ
飲食物ノ檢査ハ監獄醫ヲシテ立會ハシム可シ
第四百十八條 自辨又ハ差入ヲ許シタルトキハ本人ニ交付セサルトキト雖モ携有物ノ例ニ依リ領置ノ手續ヲ爲ス可シ
第四百十九條 飲食物ニ付テハ領置ニ關スル規定ヲ適用ス
第四百二十條 没入又ハ廢棄ノ處分ヲ爲シタルトキハ没入廢棄簿ニ品目、數量並ニ處分ヲ爲シタル理由及ヒ年月日ヲ記載シ典獄之ニ證明ス可シ
第四百二十一條 死亡者ノ遺留物ノ交付ヲ受ク可キ者遠地ニ在リタルトキハ其請求ニ因リ遺留物ヲ賣却シテ代金ヲ送付スルコトヲ得但遞送費ハ請求者ノ負擔トス

第十一章 賞罰
第四百五十二條 賞遇ヲ爲ス可キ者ニハ賞表ヲ付與ス可シ
賞表ハ加ヘテ三箇ヲ超ユルコトヲ得ス

第百五十三條 賞表ハ曲尺長二寸幅一寸ノ白色ノ布ヲ用井上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著セシム可シ

第百五十四條 賞遇ハ左ノ如シ

- 一 第百二十三條ニ定メタル接見ノ度數及ヒ第百二十九條ニ定メタル信書發受ノ度數ヲ一回宛増加スルコト
- 二 襯衣ノ自辨ヲ許スコト
- 三 作業ノ變更ヲ許スコト

四 第七十一條ニ定メタル作業賞與金計算高ノ割合ヲ賞表一箇毎二十分ノ一宛増加スルコト

五 賞表一箇ヲ有スルモノニハ一週間ニ一回、賞表二箇ヲ有スル者ニハ一週間ニ二回、賞表三箇ヲ有スル者ニハ一週間ニ三回業ヲ増給スルコト但其代價ハ一回三錢以下トス

第百五十五條 賞遇ヲ廢止セラレタルモノニハ賞表ヲ褫奪シ賞遇ヲ停止セラレタル者ニハ其期間賞表ヲ除去ス可シ

第百五十六條 在監者左ノ各號ニ該ル行爲アリタルトキハ五十錢以下ノ賞金ヲ給スルコトヲ得

- 一 在監者ノ逃走セントスルヲ密告セルトキ
- 二 人命ヲ救護シ又ハ在監者ノ逃走セントスル者ヲ拿捕シタルトキ
- 三 天災事變又ハ傳染病流行ノ際監獄ノ用務ニ服シ功勞アリタルトキ

第百五十七條 減食ハ本人ニ給與スル糧食ノ一回ノ分量ヲ二分ノ一乃至三分ノ一ニ減ス

第百五十八條 懲罰事犯ニ付キ取調中ノ者ハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ又ハ夜間獨居監房ニ拘禁ス

可シ

第百五十九條 懲罰ノ言渡ハ典獄之ヲ爲ス可シ

第百六十條 懲罰ハ言渡ノ後直ニ之ヲ執行ス可シ

月外ノ運動ノ停止、減食又ハ屏禁ニ處セラレタル者ニ付テハ監獄醫ヲシテ本人ヲ診斷セシメ其健康ニ害ナシト認メタルトキニ非サレハ懲罰ヲ執行スルコトヲ得ス

第百六十一條 減食又ハ屏禁ノ執行中ニ在ル者ハ監獄醫ヲシテ時時其健康ヲ診斷セシム可シ

第百六十二條 減食又ハ屏禁ニ處セラレタル者裁判所ノ呼出ニ因リ出頭スルトキハ當日ニ限リ懲罰ノ執行ヲ停止ス可シ

前項ニ掲ケタル者ヲ移監ノ爲メ他所ニ護送スルトキハ護送ノ前日、其當日及ヒ護送中懲罰ノ執行ヲ停止ス可シ

第百六十三條 月外運動ノ停止、減食又ハ屏禁ニ處セラレタル者ハ懲罰ノ執行ヲ終リタル後

速ニ監獄醫ヲシテ其健康ヲ診斷セシム可シ

第百六十四條 懲罰ニ處セラレタル者ヲ移監ニ因リ受領シタル監獄ノ典獄ハ收監後三日以内ニ懲罰ノ執行ヲ開始ス可シ

收監後執行開始ニ至ル迄ノ日數ハ之ヲ處罰期間ニ算入セス

第百六十五條 在監者護送ノ途中ニ於テ紀律違犯ノ行爲アリタルトキハ本人ヲ受領シタル監獄ノ典獄ニ於テ之ヲ懲罰ニ處スルコトヲ得

第百六十六條 在監者ノ賞罰ニ關スル事項ハ身分帳簿及ヒ懲罰簿ニ記載ス可シ

第十二章 釋放

監獄法施行規則

第百六十七條 刑期ノ終了ニ因リ釋放セラル可キ受刑者ハ釋放前三日以内獨居拘禁ニ付シ典獄自ラ釋放後ノ心得ニ付キ報告ス可シ

第百六十八條 刑期ノ終了ニ因リ釋放セラル可キ受刑者ニハ釋放ノ七日前迄ニ釋放後ノ保護ニ關スル事項ヲ調査ス可シ

第百六十九條 典獄ニ於テ必要アリト認メタルトキハ釋放セラル可キ者ノ性格及ヒ行狀並ニ保護ニ關スル意見ヲ本人居住地ノ警察官署、市區町村役場又ハ本人ノ保護ヲ引受ク可キ者ニ通報ス可シ

第百七十條 釋放セラル可キ者ノ領置物及ヒ作業賞與金ハ豫メ交付ノ準備ヲ爲ス置ク可シ
第百七十一條 釋放ノ際著用ス可キ衣類ヲ有セサル者ハ豫メ本人ノ領置並若クハ作業賞與金又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ調達セシメ若シ調達スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ給與ス可シ

第百七十二條 受刑者ヲ釋放シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ停車場又ハ乗船所迄同行セシメ本人ニ代リテ歸住地又ハ歸住地ニ最近ノ場所ニ至ル迄ノ乗車券又ハ乗車切符ヲ購求シ之ヲ本人ニ交付セシム可シ

第百七十三條 受刑者ニ付假出獄ヲ許ス可キ事情アリト認ムルトキハ典獄ハ判決書及ヒ執行指圖書牒本並ニ行情録及ヒ身上調査書類ヲ添ヘ司法大臣ニ具申ス可シ
受刑者軍法會議ニ於テ處斷セラレタルモノナルトキハ前項ノ具申ハ司法大臣及ヒ陸軍大臣又ハ海軍大臣之ヲ爲ス可シ
第百七十四條 假出獄ニ因リ釋放ス可キ場合ニ於テハ一定ノ式ニ依リ典獄釋放ノ申渡ヲ爲シ證書ヲ交付ス可シ

第百七十五條 假出獄ニ因リ釋放セラレタル者刑法第二十九條第一號乃至第三號ニ該ルコトヲ知リタルトキハ典獄ハ速ニ意見ヲ具シ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第百七十六條 第百七十三條及ヒ第百七十四條ノ規定ハ刑法第三十條ニ依リ假出獄ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三章 死亡

第百七十七條 在監者死亡シタルトキハ典獄ハ其死體ヲ檢視ス可シ

病死ノ場合ニ於テハ監獄醫ハ其病名、病歴、死因及ヒ死亡ノ年月日時ヲ死亡帳ニ記載シ之ニ署名ス可シ

自殺其他變死ノ場合ニ於テハ其旨ヲ警察官署ニ通報シテ檢視ヲ受ケ檢視者及ヒ立會者ノ官氏名並ニ檢視ノ結果ヲ死亡帳ニ記載ス可シ

第百七十八條 死亡者ノ病名、死因及ヒ死亡ノ年月日時ハ速ニ之ヲ死亡者ノ親族ニ通報ス可シ

第百七十九條 受刑者ノ死體ハ死亡後二十四時間ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキ場合ニ限リ解剖ノ爲メ官公立ノ病院學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

死亡後二十四時間ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキト雖モ其後ニ至リ交付ヲ請フ者アリト思料ス可キトキ又ハ本人力生前ニ於テ解剖ヲ肯セサル意思ヲ表示シタルトキハ前條ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第百八十條 死體ヲ請求者ニ交付シ又ハ解剖ノ爲メ送付シタルトキハ其旨ヲ死亡帳ニ記載ス可シ

第百八十一條 死亡後二十四時ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキトキハ第百七十九條ノ場合ヲ除ク外

監獄法施行規則

之ヲ監獄ノ墓地ニ假葬ス可シ
 火葬ニ付シタル場合ニ於テハ其遺骨ニ付キ亦同シ
 假葬ノ場所ニハ死亡者ノ氏名及ヒ死亡ノ年月日ヲ記シタル木標ヲ立ツ可シ
 竊百八十二條 死體又ハ遺骨ヲ合葬シタルトキハ合葬者ノ氏名及ヒ死亡ノ年月日ヲ合葬簿ニ
 記載シ合葬ノ場所ニハ墓標ヲ立ツ可シ
 墓標ニハ石ヲ用ユ可シ

附則

本則ハ監獄法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 監獄則施行細則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其効力ヲ有ス

監獄法施行規則終

字 解

(イ井) 之部

- 遺忘 イバウ ワスレ ○違背 イハイ ソムク ○移轉 イラン ウツル ○威信 キシン 威嚴ト信 ○違法 イハ 法ニダ
- ト ○隱蔽 インベイ カクス ○一任 イチニン マカス ○允許 インキョ ユルヌ ○引致 インチ 拘引ス ○異例 イレイ 常例ニ
- ト ○一途 イツト 一筋ト云 ○委細 サイ クワシ ○委任 イニン 委任シ任 ○畏懼 イク チソレ ○陰謀 インボウ ムホ
- ムク ○依然 イゼン ヤハリ前ノ ○因習 インシウ 習慣ト云 ○意思 イシ 心ト云フ ○隱匿所 イントクシヨ カクレ場
- 圍繞 イニヨウ トリカコ ○隱私漏告 インシ ロウコク 一人ノ秘密ヲ他 ○溢水 イツスイ 水ヲミナキ ○隱匿 イントク カク
- 威嚴 イゲン 威光ト云 ○依據 イギョ 基ク

(ロ) 之部

- 論難辯駁 ロンナンベンバク 甲論シ乙駁 ○錄取 ロクシュ 書キ取 ○朗讀 ロウダク ヨム ○勞力 ロウリキ 体力則チ ○論理 ロンリ
- 一貫 カン シキコト ○漏泄 ロウシツ モラス ○賂遺 ロロイ ナリ ○漏告 ロウコク 秘密ナル事柄ヲ他人ニ

(イキロ) ノ部

(ハ)ノ部

○排除 ハイツロ ナシノケルコト ○法衙 ハツガ 裁判所ナリ ○犯罪 ハツガイ 罪ヲ犯スコト ○廢止 ハイツ ヤメルコト ○發覺 ハツカク アラハレルコト ○敗訴 ハイツ 訴訟ニマケルコト ○反駁 ハツバク 反對ニ辯駁スルコト ○判然 ハツゼン ハツキリナルコト ○防禦 ハツギョ フセグコト ○薄弱 ハツジャク カヨハハ ハンカン セハシキトロ ○放還 ハツクワン 放チカヘルコト ○妨害 ハツガイ シヤマス ○法網 ハツモウ 法律ノ網ナリ ○犯所 ハツシヨ 犯罪ノ場 ○發表 ハツビヤウ 外部ニシテハツガフ ○法條 ハツヂョウ 法律ノ條 ○犯跡 ハツセキ 犯罪ノ根拠ナリ ○發見 ハツケン 見出スル ○反證 ハツシヤウ 反對ノ證據ナリ ○拔萃 ハツソウ スルコト ○廢棄 ハツキ ステルコト ○背戾 ハツレイ ソムク ○放免 ハツメン ユルシコト ○法定 ハツテイ 法律ニ於テ定ムルコト ○背馳 ハツチ ソムク ○發問 ハツモン 問ヲ發ス ○萬能 ハツノウ 萬事ニテモ悉ク知ル ○法廷 ハツテイ シラス ○頒布 ハツフ 發布ト云フ ○配偶者 ハツグウシヤ 夫婦ト云フ ○犯情 ハツシヤウ 犯罪ノ情状ナリ ○漠然 ハツゼン トシテ取リト ○範圍 ハツイ クイキ内 ○背德 ハツトク 徳義ニ背ク ○剝奪 ハツダツ ウバワ ○放任 ハツニン シタイマメナキコト ○罵詈 ハツリ 惡口スルコト ○包含 ハツカン フクム ○悖戾 ハツレイ ソムク ○法官 ハツワン 裁判官ナリ ○背叛 ハツハン ソムク ○倍加 ハツカ 二倍スルコト ○叛逆 ハツギャク ナリ ○繁雜 ハツザツ 手數ナク ○蠻勇 ハツユウ 野蠻ナル勇氣ナリ ○破棄 ハツキ ヤアリ

ト ○悖德 ハツトク 道德ニ背ク ○防衛 ハツエイ フセキマ ○包括 ハツクワツ 一切チヒツク ○反擊 ハツゲキ 攻撃ニ對スル ○破壞 ハツカイ コハス ○法益 ハツエキ 法律ノ利益ナリ ○排ス ハツ チシノケ ○防水 ハツスイ 出水チナシノコト ○媒介 ハツカイ ナカダチチ ○犯行 ハツカウ 犯罪ノ行爲ナリ ○犯意 ハツイ 犯罪ノ意思ナリ ○廢止 ハツシ ヤメル ○賠償 ハツバウ ナカダチチ ○房屋 ハツオウ コト ○法制 ハツセイ 法律ノ制度ナリ ○包藏 ハツソウ カクス ○悖德加害 ハツトクカガイ 徳義ニ背クコト

(ニ)ノ部

○認定 ニテイ ミトメ ○認知 ニチ ミトメ ○入廷 ニウテイ 訴訟廷ニ入ルコト ○認許 ニンキョ ミトメユ ○肉體上 ニクタイ 身體上ト云フニ同シ ○認識 ニシンキ 認メ知ルコト

(ホ)ノ部

○保持 ホシ タモツ ○保有 ホウ 保チ有ス ○步調 ホテウ 足並ナソロ ○保全 ホゼン 保チ全ク ○保存 ホゾン シナク ○奔竄 ホンサン ニゲル ○補佐 ホサ 手助ス ○補充 ホツク ナギナサミ ○捕縛 ホバク ククル ○沒却 ボツケツ コト

(トチ)ノ部
 六
 ナ爲ス トトウ 黨ヲ組ムコト ○賭房 スル室ヲ云フ ○同盟 爲スコト ○屯集 ル所ナリ
 ナ云フ ○徒黨 ムコト ○賭房 スル室ヲ云フ ○同盟 爲スコト ○屯集 ル所ナリ
 ○等閑視 スルコト ○逃走 コト ○當該公務員 其事務ヲ管轄スル所ノ
 官吏若クハ公吏ヲ云フ ○
 獨居者 ノナリ ○等閑スルコト ○特許コト

(チ)ノ部

○中斷 中途ニテ終ルコト ○着手 ルコト ○直近 キコト ○遅延 ルコト ○中止 中途
 ヲテヤメ ○注意 ルコト ○懲懲 據ナリ ○調査 ルコト ○聽聞 コト ○逐放
 ナイダ ○知悉 ルコト ○貼付 ハリツケ ○逐次 次第順序ヲ 逐フコト ○智能 力ナリ ○着
 目 ルコト ○遅淹 コフルコト ○陳述 コト ○調製 ルコト ○柱石 ツヘ
 ○懲戒 メタルコト ○徵收 ルコト ○超越 コト ○嘲笑 ロフコト
 ○遅速 ハヤイト ○貸貸 貸金ヲ得テ物 ○鎮火 スコト ○超過 コト ○聽覺
 耳ニテキ ○鑄造權 ル權利ナリ ○知了 コト ○知得 フニ同シ ○聽許 コト

中庸 中程ト云フコト

(リ)ノ部

○臨檢 犯所ニ臨ミシ ○離婚 コト ○履行 フミ行 ○留置 グコト ○兩立 ビ立
 トコ ○離脱 スルコト ○立法權 法律ヲ制定ス ○良民 民ナリ ○立掛點 場
 ト云フ ○畧述 スルコト ○流産 胎兒ノ出生期ニ先 リウチ トメオ ○領土内
 領分地内ト ○瞭然 ナルコト ○量食 コト ○立法 フニ同シ ○律ス スコト
 ○流出 ダス ○流溢 ナガレミ ○流通 ルコト ○留意 ルコト

(ル)ノ部

○類別 種類ヲ別ルコト ○類似 コト ○累犯 犯罪ヲカサ
 ネルコト

(オ)ノ部

○押收 差押ヘルコト ○臆斷 斯クアルヘシト推 ○汚辱 メルコト ○汚瀆 コト ○汚
 (リルオチ)ノ部

(オチソカ)ノ部
穢カクコト ○毆打オウダコト ○押捺オウナツスコト ○押捺オウナツ印判イフチ押オウナツ ○越權エツケンハルコト ○越權エツケン權限ケンゲンチ越オウナツ ○押送オウソウコト

(ワ)ノ部

和解ワカイ仲直チウチリリス ○猥褻ワイセツ淫事インジノ別 ○橫領ワウリヤウ橫取コウキョクス ○賄賂ワイロノコト

(カ)ノ部

行使カウシ使用シヨウス ○姦通カンツウ有夫ユフノ婦フト通 ○抗辯カウベン相手サウテ方ホウノ辨論ベンロンチ ○確知カクチ知ルチコト ○可及カキヤク的テクト云フコト ○確證カクシヨウ確實ケツシツニ證明 ○看過カンカミスゴ ○海船カイセン内ナイ航路コウロ中チュウノ船 ○解除カイジヨトキノゾ ○覺知カクチサトリ知 ○過實カシツ事實ジツチ誇大 ○確信カクシンタシカニ信 ○干涉カンシヤウタチ入 ○割烹店カッポウテン料理店 ○看破カンパミヤブ ○感知カンチ覺知ケウチス ○開披カイヒヒラク ○示シシメス ○各別カクベツ各自カクジツ別々 ○確實ケツシツタシカナ ○鑑別カンベツ鑑定カンテイシ別 ○解剖カイバウトキホド ○確的カクテキルコト ○換言カンゲン言ヒカヘ ○開延カイエン開クケウコト ○間斷カンダンタヘマ ○確然カクゼンカナト ○苛酷カクコクムゴキ ○加重カチヨウ加ヘ重ク ○開始カイシ開キケイハジメル ○瑕瑾カキンキズノ ○下附カフケ

渡ワタス ○姦惡カンアクノ徒ト 惡漢アクタン無賴ムライノ完納カンナクメナオサ ○感動カンドウ或物ワカモノニ感シ ○戒愼ケイインイマシメシム ○過重カチヨウ重キニス ○鑑査カンサシラベ ○換刑カンケイ刑罰ケイバツニカ ○假庇カメン面ナカム ○眼目ガンモク主眼シュウケント云 ○確保カクホ確實ケツシツニ保護 ○干輿カンヨケミス ○外界ガイカイ外部ゴトウト云 ○瑕庇カヒキズノ ○簡單カンタン手短テウタンクト ○擴張クワクチヨウヒロゲ ○外形ガイケイ外部ゴトウニ表レタ ○確定カクテイキメル ○格段カクダン格別ケツベツト云 ○寡額カガク量チ云フ ○行動カウドウ動作 ○回復カフクトリカヘシ ○悔悟カイゴコウカイト ○加味カミ調和テウワト云 ○假出獄カシニツゴク滿期マンキ放免ホウエンスルニアラスシテ ○改悛カイシュンアラタメ ○猾兒カウジワルガモノチ ○看守カンシユミマモ ○解散カイサン徒黨トトウヲトキサン ○監督カントク取締ケツシツル ○外役ガイエキ監獄カンコク署シヨノ勤ニ從事キンニシヨウス ○行爲カウイシタイ行ヒ其者コトト ○外形ガイケイ外部ゴトウノ活路カツロニゲミチト ○寒心カンシン不安 ○客觀カククワン人カラ見 ○感染カンセンウツル ○價格カガクネウチト ○過失カシツチナリ ○慣習カンシヨウナラフセ ○外包ガイハウソトツ、カウシツカフ ○刊行カンコウ發行エイコウス ○過根カコンアヤマチノ ○獲得トクコト ○艾除カイジヨカリノゾ ○開披カイヒヒラク ○可罰カバツ行爲コウイ法律ホウリツニ於テ罰スヘキ行 ○管

(カ)ノ部

(ヨタ)ノ部
シヨウツカサド カンキン トシコメ
掌ルコト ○監禁ルコト

(ヨ)ノ部

○容易 キコト ○豫告 スルコト ○抑留 コト ○容啄 イレルコト ○要塞 テノ
ト ○齒 互ニ交ハ ○要求 ルコト ○豫見 前カラ考ヘルコト ○抑制 ケルコト ○
要件 ナクテハナラ ○擁ス ルコト ○豫測 前カラ計 ○壅塞 コト ○膺懲 ラ
スコ ○用法 ナリ

(タ)ノ部

○大略 アラマシト ○擔當 コト ○單獨 ノコト ○脫字 文學チ脱落 ○端緒 ナリ
○退去 去ルコト ○探知 ルコト ○帶行 クコト ○斷罪 ルコト ○對質 人
チ相對セシメテ ○退廷 退クコト ○對席 連ナルコト ○談合 ソコト ○當然 リマ
質問スルコト ○大赦 大赦トハ天皇ノ大權ニシテ音ニ刑罰ノ執行チ消滅セシム
ヘノ ○逃亡 コト ○大赦 ルノミナラス裁判チ消滅セシメ又公訴チモ消滅セシム

モノ ○多寡 多大ナルト些 當否 アタリタルトア ○島嶼 ノコト ○斷案 未定
トス ○短縮 キコト ○團結 スブコト ○逮捕 ヘル ○怠慢 リナリ ○題下 下ト云
フニ ○第三者 當事者以外 多衆聚合 多人數相集 ○單純 ルコト ○体刑 對スル
ト ○第三者 ノ者チ云フ ○多衆聚合 ルチ云フ ○單純 ルコト ○体刑 對スル
刑罰 ○態樣 フニ同シ

(レ)ノ部

○歴然 明白ナ ○列舉 一々算ヘ ○列記 フニ同シ ○例外的 普通ニアラサル ○歴
ルコト ○列舉 上ルコト ○列記 フニ同シ ○例外的 特別ナルコト ○歴
ノコト

(ソ)ノ部

○即決 其場ニテキ ○送達 送り付ケ ○送致 送り致 ○搜查 コト ○訴追 訴訟
ニ發見シタル犯罪チ ○囑託 依頼ス ○爭點 争ニ繋ル ○遭遇 スコト ○増加 コト
更ニ起訴スルコト ○囑託 ルコト ○爭點 點チ云フ ○遭遇 スコト ○増加 コト
ソウサク サガス ○續行 フコト ○爭鬪 アラソイタ ○疏明 辨疏シ明白ナ ○存續
ソウサク サガス ○續行 フコト ○爭鬪 アラソイタ ○疏明 辨疏シ明白ナ ○存續

(レツ)ノ部

(ツツホ)ノ部

一二

トコ
○**訴權** 訴訟ヲ爲ス
○**疎雜** 疎瀆亂雜
○**早晩** 遲ヒカ早イカ
○**爭論** 議論ス
○**喪失** フコト
○**速斷** 早ヤ合點
○**訴擊** 訴訟ヲ提起
○**相互** アイタガ
○**相應** シキコト
ト
○**措置** 處置ト云
○**創建** 新タニタ
○**組成** 組成ト云フニ同シ物
○**尊敬** ウヤマウ
ト
○**尊重** ソンチヤウダツトビチモ
○**束縛** 自由ヲ強制セ
○**創傷** コト
○**藏匿** カクマ
ト
○**擾亂** ト云
○**阻止** 妨ゲ止ム
○**贓物** 犯罪ニヨリ得
○**宗廟** ノコト
○**總括的**
メ
○**贈與** 物ヲチク
○**裝置** シカケト
○**損壞** スルコト

(ツ)之部

○**通告** 告ケ知ラ
○**通常人** 普通一般ノ人
○**追呼** 後ヨリ呼
○**追跡** 追ヒカチ
○**通性** 一般ノセイシツ
○**通謀** 氣脈ヲ通シ謀
○**追徵** 收スルコト

(子)之部

○**年齢** ノコト
○**念慮** 考ヘオモ
○**燃料** 例ヘハマカサノ類ナリ
○**燃焼力** 燃ヒカチ

ル力ナリ

(ナ)之部

○**捺印** 印ヲ押
○**難重** 大ナルコト
○**那邊** ト云フ
○**做** マホス
○**内容** 内部

(ラ)之部

○**落着** 一段落ヲ告
○**落膽** スコト

(ム)之部

○**無効** 效力ナ
○**無限** キコト
○**無能力** 善惡ヲ辨別スル能力ナキコト
○**無條件** 條件ヲ付セ
○**無益** 利益ナ
○**無罪** キコト
○**無論** ナキコト
○**無視** 顧ミサ
○**矛盾** 同一歩
ト
○**無垢** ケカレナ
○**無責任** 責任ナキ
○**無比** 他ニ類ナ
○**無形** 表面ニ
サルチ
○**無辜** 罪ナキモ
○**無形的** 表面ニ表示セラ

(ナラム)ノ部

一三

(ウ) 之部

○運搬 ウンベン コト

(ク) 之部

○完結 クワンケツ 終局ヲ告 クワンキ 喚起 ヨビチ コト ○回復 クワイフク 元ニ歸 クワンセイ 完全ニ成立 クワンセツ 洞見ス クワンリツ 軍律 クワンキ 軍隊ノ紀 クワク 區劃 クワンガ 境界ヲ定 クワンシ 官衙 クワンシ 役所 ○蒐集 クワンシ ルコト ○軍紀 クワンキ 律ナリ ○軍紀 クワンキ 律ナリ ○區劃 クワク メルコト ○官衙 クワンガ ノリ ○蒐集 クワンシ アツメ クワク 擴張 ケル コト ○緩急 クワンキ ヲ急ナルコト ○觀察 クワンサツリ 力 クワンサツリ 事物ヲ洞察 クワンカ ムルコト ○擴張 ケル コト ○緩急 クワンキ ト急ナルコト ○觀察 クワンサツリ 力 クワンサツリ スルコト ○空過 クワンカ ナシク クワンシ 官 クワンシ 官ニテ クワンシ 空費 クワンシ 無益ニツイ クワンシ 果實 クワンシ 政結果ヨリ生スル物ニシテ例ヘハ金ト ○官選 クワンセン ラムコト ○空費 クワンシ ナスコト ○果實 クワンシ ナシ利生シタルトキハ其利息ハ即チ果 クワンシ 關係 クワンシ ニナルコト ○完備 クワンビ 完全ニ備 クワンシ 外交 クワンシ 外國ト交際 クワンシ 恢復 クワンシ 位置ニ立歸 クワンシ 緩慢 クワンシ スルコト ○軍情 クワンシ 子ナリ ○律條 クワンシ 法律ノ條 クワンシ 完納 クワンシ 納メルコト ○寬待 クワンダイ ヲスルコト ○官能 クワンノウ キナリ ○還付 クワンフ コト ○寬宥 クワンユウ ナルコト ○寬大 クワンダイ ヲスルコト

ユルヤカ クワンシ 還給 クワンシ コト ○偶發 クワンシ 偶然ニ發シ クワンシ 颶風 クワンシ セナリ

(ヤ) 之部

○約定 ヤクダク 約束ス ヤクダク 養成 ヤクダク フコト ○約諾 ヤクダク 約束ト云

(ク) 之部

○嚴格 ケンカク 規律正シ ケンカク 權限 ケンカク 權利ノ範 ケンカク 限定 ケンカク コト ○嫌疑 ケンギ フコト ○緊屬 ケンシ ツナガケイ ケンシ 携帶 ケンシ ルコト ○顯著 ケンシ ナルコト ○血痕 ケンシ トナリ ○檢證 ケンシ ルコト ○輕重難易 ケンシ カロキト重キト容易 ケンシ 輕易 ケンシ キコト ○檢閱 ケンシ シラベミ ○檢束 ケンシ 自由ヲ拘束 ケンシ 輕罪 ケンシ ナルト六ツケ敷コト ○輕卒 ケンシ ナルコト ○拳銃 ケンシ ノコト ○原因 ケンシ リナリ ○牽連 ケンシ ルコト ○原告 ケンシ 訴訟ヲ起ス ケンシ 缺席 ケンシ ザルコト ○原被兩造 ケンシ 原告、被告 ○揭示 ケンシ カ、ゲシ、輕忽 ケンシ カルハズ ○結了 ケンシ 局ヲ結ビ ケンシ 原判 ケンシ 判決ナリ ○權限外 ケンシ 權限ヲ超越ス ケンシ 現存 ケンシ ミノコト ○現行法 ケンシ 所ノ法律ナリ ○喧噪 ケンシ キコト ○刑場 ケンシ 刑罰ヲ執行ス ケンシ 嚴正格 ケンシ ニ存在ス

(クヤケ) 之部

(ア)ノ部

入ラザ ○覆没 シツムコト ○不可侵 サルチ云フ ○物權ヲ負擔シタル場合ハ
ハ品物ヲ質入シタル又ハ不動産ヲ抵當ニ ○物件 フコト云 ○不潔 キタナ ○墳墓 ノカ
入レテ金ヲ借りタル場合ノ如キナリ ○物件 フコト云 ○不潔 キタナ ○墳墓 ノカ
ト ○侮蔑 ルコト

(コ)ノ部

○故意 コト ○國事犯 國家ニ對ス ○更言 言語ヲ更ムルコト ○公安 社會ノ安
○誤認 ノコト ○告知 スコト ○誤字 誤リタル文字ナリ ○公布 公ニ布告
ト云フ ○強姦 婦女ノ意ニ反シ ○互有 持ツコト ○公平無私 公平ニシテ私
アトカタ ○口實 言ヒ草 ○誤信 ズルコト ○合議制 數人共ニ議ス ○公開 公ニ
ト ○公力 ナリ ○構造 ラヘルコト ○誤解 ルコト ○絞殺 ロスコト ○口頭
クチサキ ○固守 モルコト ○高貴 ナ云フ ○故舊 コト ○攻撃 ツコト ○公廷訟
廷ノ ○更新 ルコト ○口述 口頭ヲ以テ陳 ○口頭審理 口頭ニテシ ○交通 ハ
コト ○更新 ルコト ○口述 述スルコト ○口頭審理 ラベルコト ○交通 ハ

ノコ ○國語 日本國ノ言語ナリ ○更迭 コト ○更正 ルコト ○廣大 コト ○酷ムゴキ
○合式 シタルコト ○幸福 ヨキコト ○合法 スルコト ○國家團體 トカタマリ
○誤認 事實ノ認定 ○考察 コト ○講究 ルコト ○絞首ルコト ○後患 ノウ
ナリ ○拘留 留メ置 ○公益 私ノ利益ニアラス ○公務 公ノ事 ○控除 クコト ○抗
敵 スルコト ○固執 勳カサルコト ○國際關係 ニ於ケル關係ナリ ○恰當 ルコト
○獄具 監獄署ノ器 ○獄舎 ナリ ○交換 スコト ○國際友道 國交上ニ於ケ
○護送 送ルコト ○興亡 盛ニナルトホ ○獄外 監獄外即チ俗ニ云 ○故意 惡意ノ
○公訴權 檢事ノ行フ起 ○公安 社會ノ安 ○嚆矢 初メテト ○公安維持 靜謐ヲ紊
安寧ヲ持續 ○礦坑 金銀石ノ山 ○公共 社會共同ト ○荒廢 コト ○根跡 タト云
フコ ○公衆 多數ノ人 ○公證 明ナリ ○混入 コト ○巧拙 ツクナキコト ○根據
ナリ ○行動 動作ト云 ○強奪 フコト ○語能 口ノ働キ則チ言 ○混同 コト ○

(コ)ノ部

加功カコウ加ハルカハル構成コウセイ組ミ立ックミタツ

(コエテ)ノ部

(エエ)之部

○援用エンユウヒキ用ユヒキヨウユ ○衍字エンジ冗長ノ文ジュウチャウノブン ○遠隔エンカク遠クヘタ、リタルコト ○冤枉エンワウ無實ノ罪ナリ ○怨恨エンコンラ
ムコ ○閱覽エンガン閱シミルコト ○延期エンキ期日チノパスコト ○要償ユウチャウ求メルコトヲ ○要點ユウテン肝要ノ個所ナリ ○要
部肝要ナル ○影響エイキョウウサシヒビクコト ○依估偏頗エコヘンパ俗ニ云フエコヒイキノコトナリ ○湮滅エンメツルコトヲ ○冤罪エンサイ
無實ノ罪ナリ ○演述エンジュツノベルコト ○適施テキシン適用ト云フニ同シ

(テ)之部

○提起テイキ訴訟ヲ起スコト ○締結テイケツムスブコト ○綻繫テイケイイカリヲツナクコト ○敵視テキシン仇敵トシテ視ルコト ○鄭重テイチュウ
テイホイニ ○遞送テイソウチクルコト ○牴觸テイシヨクフレルコト ○溺死ダクシ水ニチボレヌコト ○天賦テンプノ權天ヨリ附
利ナリ ○提出テイエン差シ出ス ○訂正テイセイ誤リヲ正ス ○添付テンブ付屬サセルコト ○適確テキカク適當確實ナルコト ○適
實適當ナ ○徹廢テツパイヤメルコト ○適用テキキヨウアテハメルコト ○停止テイジルトドメルコト ○顛覆テンフククツガヘス ○邸

宅タクヤシキチ云フ ○傳達デンダツツタヘルコト ○定著テイチャクヒツ付テナルコト ○田圃テンボタハダナリ ○程度テイド範圍ト云フニ同シ ○店
頭トウ店先ノ適法法ノカナフコト

(ア)之部

○安息アンシクヤスムコト ○愛憎アイソウ愛スルトニクムコト ○安危アンキ安ラカナルトアヤウキコト ○壓殺アツサツオシコロス ○惡風アクフウ
惡シキ風儀ナリ

(サ)之部

○參加サンカ加ハルコト ○罪質サイシツ犯罪ノ性質ナリ ○算入サンニラカツヘ入レルコト ○罪狀サイジョウ犯罪ノ模様ナリ ○作爲サクイラヘ
ルコ ○溯及サクキニウ既往ニサカノホルコト ○作製サクセイコシラベルコト ○最下級サイカキ階級ノ一番下キコト ○參與サンヨ加ハルコト
作用サクウハダラキノコト ○錯雜サクザツハンザツナルコト ○在營ザイエイ營所ニ居ルコト ○索求サクキニウサガシ求メルコト ○詐言サケン虚偽
ナリ ○詐稱サシヤウイツハリトナヘルコト ○錯亂サクランミダレルコト ○作成サクセイコシラヘルコト ○再考サイコウ考ヘ直ス ○散逸サンイツチ
タル ○裁量サイリョウ判断ナ下ス ○罪責サイセキ犯罪ニ對スル責任ナリ ○在廷ザイテイ訴訟廷ニ居ルコト ○最後サイゴ一番終ト云フコト ○採

(テアサ)ノ部

用ルコト ○再開 再ヒ辯論チ ○差異 コトナ ○慘苛 ムゴダラシシキコト ○残忍 ムゴダラシ
 ○財貨 財産ト云 ○最低額 一番少キ數量 ○財產刑 身体ニ科スル刑罰ニ非スシテ財
 ○算定 計算シテキ ○作戰計畫 就テノ計ナリ ○詐欺 クコト ○罪證 ナリ
 ○細微 コマカ ○參照 アスコト ○作製 ルコト ○索引 見出チ ○債權證書
 貸金證書ノ類ナリ他人ニ對 ○再犯 二度目ノ ○錯誤 ノコト

(キ)ノ部

○規定 規則ナサダ ○虛權 權利チ有スルモ實行シ能 ○記載 記録シ置 ○供述 立
 ○舉示 列舉シ示 ○許諾 承諾ス ○虛構 カマヘルコト ○僅少 ルコト ○距
 離 ノコト ○既得權 既ニ領得シタ ○既往 以前ノコト ○起草 ヘルコト ○
 忌避 ルコト ○急速 ナルコト ○起訴 スコト ○巨額 コト ○却下 ルコト
 ○共通 ルコト ○供述 スコト ○恐嚇 コト ○欺罔 クコト ○基礎 ヘト云

ト ○許與 ヘルシアダ ○虛事 虚偽ノ ○拒絕 コバム ○許否 許スト許サ ○許可
 ユルス ○協議 談合ス ○機會 ナリ ○舉證 ゲルコト ○奇價 ト云フコト ○強
 要 ルコト ○希望 コト ○禁壓 ルコト ○九泉 ニ云フメイドノコト ○匡正
 アラタメ ○毀損 ルコト ○機運 時機ト云 ○極刑 刑罰ナリ ○歸一 スルコト ○
 騎虎 ノ勢 ル船ト云フニ同シ ○禁制物 普通一般人ノ所持ス ○金穀 金錢米
 恐怖 ルコト ○疑義 疑問 ○兇暴 道ナル行チナスコト ○毀滅 ムルチ云フ ○企
 圖 カルコト ○貴重 ルコト ○漁業者 ル者即チ獵師ナリ ○軌道 汽車電車ノ通
 ○供給 タスコト ○矯正 スコト ○寄泊 コト ○犠牲 ノコト ○虛偽 ツイ
 コト ○吸收 ルコト ○既遂 犯罪チ爲シ ○禁制 ルコト ○強制的 ニトフ云コト
 ○記載 文書ヲ書 ○奇觀 不思議ナル ○急迫 ナルコト ○強制 付ケルコト ○饑
 餓 コト ○緊急 ルコト ○脅迫 セマルコト ○教唆 ノカスコト

○終了 シユウリヨウ 終了告ゲ シユウイ 周園ノコト ○次日 シツツ 翌日ノ シメイ 自ラ明白 シヤクタン 遮断ルコト
 ○遵守 シユンシユマ モル ○事項 シツコウ コトガ シンツツ 信實 マコト ナ ○實況 シツキヤウ 實際ノ狀 ○承認 シヤウニン ルコト
 ○申述 シンシユツ ノベル ○出費 シユツヒ 費用ヲ出 シヤン 資産ノ シユケン 主權 テウ 天皇ノ權 ○條理 ジヨウリ フニ同シ
 ○條項 ジヨウコウ 條文ト云 シユウツク 局ヲムス ○主眼 シユケン コト シトウ 至當 シヤウタイ 平常ノ シヤウタイ 常態 シヤウタイ 態度ナ
 ○深淺 シンセン フカキトア ○爾後 ジゴ 夫レヨリ後チ シヤク 釋放 シツコト ○新證 シンシヤウ 新シキ證
 ○親權 シンケン ノ子ニ對ス父母 ○抄寫 シヤシヤ 一部ヲ膾寫 ○伸張 シンチヤウ 擴張ス ○詳悉 シヤウシツ 詳細ニ知悉 ○眞正
 ○從事 ジユウシ 專ニシタ ○所理 シヨリ 整理ス ○審理 シラベ ○審查 シラベ ○詳述 シヤウシツ
 ○所罰 シヨバツ 刑罰ヲ科 シユクチ 熟知 ルコト ○失權 シツケン 權利ヲ失 シツコ 自己 コト ○紙尾 シヒ 紙ノ終末
 ○職司 シヨクシ 職掌ノ シユツ 出生 ルコト ○諸種 シヨシユ 色々ノ種 ○除斥 シヨセキ 除斥ス
 ○新規 シンキ 新シキ シヨシン 所信 ルコト ○實行 シツカウ 實際ニ行 シヨド 初度 最初ノ ○處分 シヨバン 處置ス
 ○震災 シンサイ 地震ノ シヨウ 消失 スコト ○除去 シヨキ 去 シユチヤウ 主張 ルコト ○實效 シツカウ 實際ノ效

○職責 シヨクセキ 職務上ノ シユン 遵奉 コト ○司掌 シヤウ ツカサド ○審案 シラベ ○尋問 シユンモン 尋問
 ○死去 シキョ 死亡ス ○受刑 シユケイ 刑罰ヲ受 シツ 實益 實際ノ 利益 ○遵守 シユンシユ 遵奉ス ○思考 シコウ 考ヘ
 ○受胎 シユタイ 懷胎ス ○授與 シユイ ヘルコト ○人意 シヨイ 人ノ心ト ○事柄 シヘイ コトガラト ○職責 シヨクセキ
 上ニ責任ヲ附帶セルナリ ○心神喪失者 シンシンソウシツシヤ 心ヲ失ヒタルモノ例ヘハ ジシユ 自首 自ラ罪
 申出ル ○袖手傍觀 シウシユバウクワン 袖ニシテ傍テ觀テ居ルコト則チ俗ニ シシヨ 私書 一私人ノ 收
 賄トシテ例外ト云 ○斟酌 シヨクシヤク クミハカ ○除却 シヨキヤク ノゾク ○常人 ジヤウジン 普通人
 フコ ○傷害 シヨウガイ キツハケル ○拾得 シユウトク ヒロフ ○釋義 シヤクギ 解釋ト云 ○熟讀 ジユクドク ムコト ○淨水
 清水 シヨハン 犯セル所ノ シツ 執法官 則チ裁判 ○執行 シツコウ 刑ヲ行 ジユウコン 重婚 二度婚姻 ○首
 魁 シヨウ カシラト ○聚合 シユウカウ ツマ ○狀態 ジヨウタイ アリサマト ○恕ス ユルス ○常事犯 ジヨウジハン 普通ノ
 リ ○失墜 シツツイ オトス ○自暴自棄 ジボウジキ 我ト我ガテニウツチ ○純然 ジユンセン 立派ト云フニ同シマ
 執行方法 シツコウ 刑罰ヲ行フ ○所有權 シヨウユウケン 物ヲ所持ス ○主刑 シユケイ 主トシテ科ス ○情狀 ジヤウジヨウ 様子
 シカクナリ ○所有權 シヨウユウケン 權利ナリ ○主刑 シユケイ 主トシテ科ス ○情狀 ジヤウジヨウ 様子

(シヒ)ノ部

二八

フニ
同シ
○**審廳** ナリ
○**心裏** 心ノ内ト
○**惹起** スコト
○**終局** フニ同シ
○**擾亂** ナリ
○**陣營** ナリ
○**主權者** 天皇ヲ
○**證據** フニ同シ
○**從犯** ルモノナリ
○**酌量** ルコト
○**失却** フコト
○**除去** ルコト
○**除棄** コト
○**思考** ルコト
○**寫出** スコト
○**獎勵** マスコト
○**自活** 一人ニテ生活スルコト
○**助長** ルコト
○**處刑** 刑罰ニ處セ
○**思想** ニ同シ
○**浸水** ルコト
○**上叙** ト云フコト
○**障害物** ル物ヲ云フ
○**償還** ヘスコト
○**侵入** 入ルヲ云フ
○**聚衆** ルコト
○**司法權** 刑罰權
○**識別** コト
○**眞心** 衷心ト云フニ同シ
○**障礙舛錯** 爲メ妨ニ
ケラレル
コトナリ

(ヒ)ノ部

○**被害者** 害ヲ蒙リタルモノヲ云フ
○**被服** 着用セル衣類ナリ
○**敏活** キコト
○**彌縫** ルコト
○**貧富** 家産ノマズシキト豊ナルコト
○**庇護** 庇ヒ保護スルコト
○**必然** コト
○**費用** コト
○**被告** 訴訟ヲ提起セラレタル相手ガチ云フ
○**畢竟** 云フコト
○**非常** ザルヲ
○**愍諒** ムコト
○**憫情** ナルコト
○**紊亂** ルコト
○**被拘禁者** 拘禁セラレテアルモノ
○**比照** ルコト
○**誹毀** コト
○**賓禮** 賓客ノ禮式
○**秘密** 俗ニ云フナイシヨノコト
○**比較** ルコト
○**表示** スコト

(モ)ノ部

○**默示** 暗々裡ニ承諾スルコト
○**目擊** 目前ニ見ルコト
○**默秘** 秘密ヲ漏告セサルコト
○**模樣** 子ナリ
○**問擬** テハメルコト
○**目途** 目的ト云フニ同シ
○**默過** ノガスコト
○**模擬** ルコト
○**耗弱** 精神ノ衰ヘ
○**妄用** ヌルコト

(セ)ノ部

○**宣誓** ナスコト
○**正誤** 止スコト
○**選定** メルコト
○**接着** ルコト
○**正規** 正常ナル規則
○**誠實** ルコト
○**宣言** コト
○**鮮血淋漓** ガシタハルコト
○**切迫** 迫ルナリ
○**竊取** スムコト
○**擅横** ルコト
○**正確** ルコト
○**潜匿** ルコト
○**制肘** 甲

(セ)ノ部

三〇

ヲ制限ス
 ○接見^{セツケン}面會スルコト
 ○説明^{セツメイ}トキアカ
 ○擠倒^{セイダウ}スコト
 ○政務^{セイム}コト
 ○政治^{セイジ}ノ
 ○正實^{セイジツ}
 正直ニシテ信實ナルコト
 ○攝行^{セツコウ}フコト
 ○正條^{セイジョウ}ル規定セラレタ
 ○專横^{センコウ}ナルコト
 ○選任^{センニン}ラ
 ○任ス
 ○痊癒^{センユ}ナルコト
 ○抄本^{セウホン}判決ノ幾分ヲ拔萃
 ○正本^{セイホン}判決原本ノ全部ヲ
 ○抄本^{セウホン}寫シタルモノヲ云フ
 ○正本^{セイホン}寫シタルモノニシテ
 執行力ヲ有ス
 ○整頓^{セイトン}フト、ノ
 ○正鴻^{セイコウ}ルコト
 ○整然^{セイゼン}フト、ナ
 ○宣告^{センコク}コト
 ○撰擇^{センダク}
 エラム
 ○接近^{セツキン}クコト
 ○生存^{セイオン}コト
 ○洗滌^{センゼツ}コト
 ○絕對的^{ゼツタイテキ}云フコト
 ○遷^{セヒ}
 善ク方誘
 ○千差萬別^{センサマンベツ}ナルコト
 ○戰鬪^{セントウ}フニ同シ
 ○占有^{センユウ}時所持スルナラズ一
 ○招募^{セウボウ}ツノル
 ○戰端^{センタン}フニ同シ
 ○積極^{セツキョク}消極^{セウキョク}爲スベカラスト云フハ積極ナリ
 ○條件^{ジョウケン}個條^{コジョウ}ナリ
 ○靜謐^{セイヒツ}フニ同シ
 ○政務^{セイム}ノコト
 ○精神^{セイシン}ナリ
 ○嘯聚^{セウシュウ}ルコト
 ○全然^{ゼンゼン}フニ同シ
 ○絕望^{ゼツボウ}キコト
 ○戰々^{センセン}兢兢^{キョウキョウ}々々^{キョウキョウ}ノ形ナリ
 ○設定^{セツタイ}ルコト
 ○比肩^{ヒケン}肩ヲナラ
 ○正則^{セイソク}マリナリ
 ○積極的^{セツキョクテキ}コトカ則チ積極的ナリ
 ○燒燬^{セウキヤク}コト
 ○制止^{セイシ}ルコト
 ○制定^{セツタイ}ルコト
 ○切斷^{セツタン}コト
 ○宣誥^{センコウ}ゲルコト
 ○制縛^{セイバク}ク、ルコト

(ス)ノ部

○全滅^{ゼンメイ}全ク滅失スル
 ○拆衷^{セツチュウ}調和混合
 ○正條^{セイジョウ}法律ノ條
 ○正犯^{セイハン}犯罪ノ主
 策^{サツ}略^{リョク}ト云
 ○僭竊^{ケンセツ}コト
 ○節操^{セツソウ}貞操ト云フニ同シ
 ○全業^{ゼンギヤウ}業ナリ
 ○隨意^{ズイイ}氣マカセニ
 ○推問^{スイモン}スルコト
 ○水深^{スイシン}水ノフカ
 ○推定^{スイテイ}推測シテ判
 泡^{ハウ}水ノアワナリ空
 ○敷罪俱發^{フシザイグハク}多クノ罪カ一時ニ
 ○水源^{スイゲン}水ノ出ルミ
 ○水質^{スイシツ}性質
 フ云

字解終

(セス)ノ部

三一

明治四十一年九月五日印刷
明治四十一年九月十日發行

〔正價七十錢〕

著 作 者 和 田 干 城

編 輯 者 大 阪 市 南 區 安 堂 寺 橋 通 四 丁 目
又 間 安 次 郎

發 行 兼 印 刷 者 東 京 市 神 田 區 通 新 石 町 六 番 地
長 谷 川 好 太 郎

不 許 複 製

發 行 元

大 阪 市 南 區 心 齋 橋 安 堂 寺 町 西
東 京 市 神 田 區 通 新 石 町 六 番 地

精 華 堂 書 店

振 替 貯 金 (四 八 四 一) 番

精 華 堂 編

正 改 帝 國 法 律 全 書

洋 裝 總 價 三 百 七 拾 八 錢
新 形 金 文 字 入 冊 表 紙
正 千 三 百 七 拾 八 錢
郵 送 稅 八 錢

○ 憲 法 皇 室 典 範、法 例、國 籍 法 ○ 議 員 撰 舉 法 ○ 裁 判 所 構

成 法 ○ 民 法 戶 籍 法、非 訟 事 件 手 續 費 ○ 登 記 法 及 手 續

○ 商 法 破 產 法 ○ 民 事 訴 訟 法 競 賣 法 ○ 刑 法 (新 舊)

違 警 罪 即 決 令 ○ 刑 事 訴 訟 法 監 獄 則 ○ 府 縣 郡 制 ○ 諸 稅

法 ○ 市 町 村 制 ○ 兵 事 陸 軍 一 班 海 軍 一 班 ○ 新 增 稅 法

元判事辯護士
讚井逸三校關

法律問答	法律問答	法律問答	法律問答
契約の心得	親族の心得	財産の心得	相続の心得
郵便送料貳拾錢	郵便送料貳拾錢	郵便送料貳拾錢	郵便送料貳拾錢

金銭物品
貸借者心得
郵便送料貳拾錢

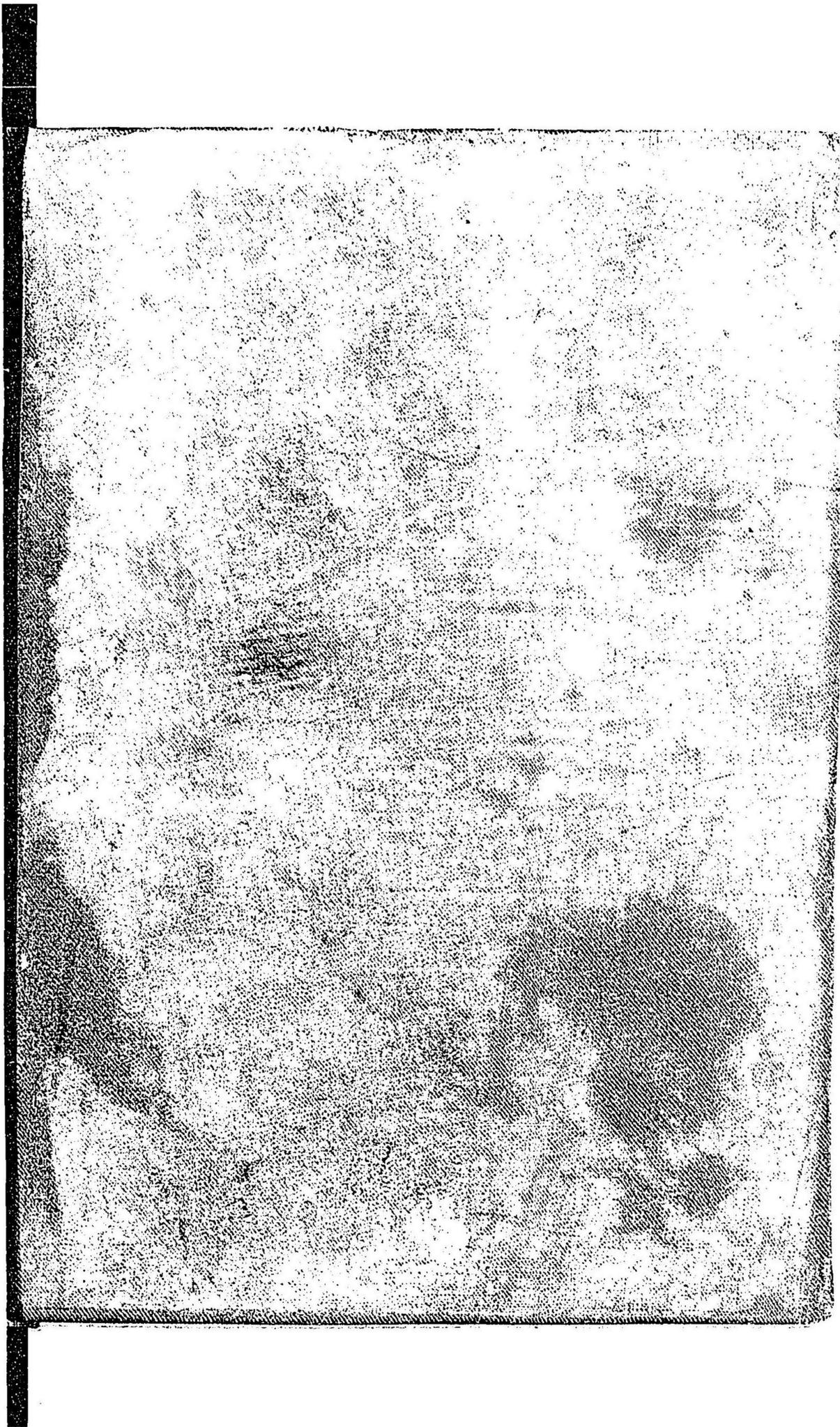
法律問答
相続の心得
郵便送料貳拾錢

法律問答
財産の心得
郵便送料貳拾錢

法律問答
親族の心得
郵便送料貳拾錢

法律問答
契約の心得
郵便送料貳拾錢

253
870



035499-000-4

特66-782

改正刑法刑事訴訟法講義

和田 千城/著

M41

BBP-0039

